

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

区民文教委員会会議録

令和 8 年 3 月 2 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民文教委員会会議録

- 1 開会年月日 令和8年3月2日(月)
- 2 開会場所 議会第1会議室
- 3 出席者 委員長 本目 さよ 副委員長 弓 矢 潤
(8人) 委 員 高 橋 えりか 委 員 鈴 木 昇
 委 員 望 月 元 美 委員(議長) 石 川 義 弘
 委 員 石 塚 猛 委 員 青 柳 雅 之
- 4 欠席者
(0人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者 区 長 服 部 征 夫
副 区 長 野 村 武 治
副 区 長 梶 靖 彦
教 育 長 佐 藤 徳 久
企画課長 川 田 崇 彰
経営改革担当課長 三 谷 洋 介
総務課長 福 田 健 一
施設課長 五 條 俊 明
人権・多様性推進課長 落 合 亨
区民部長 前 田 幹 生
区民課長 櫻 井 洋 二
くらしの相談課長 小 林 元 子
税務課長 段 塚 克 志
収納課長 立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長 村 上 訓 子
子育て・若者支援課長 河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 海 野 和 也
子ども家庭支援センター長 田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)
(子ども家庭支援センター長 兼務)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	(区民課長 兼務)
高齢福祉課長	大塚 美奈子
障害福祉課長	井上 健
教育委員会事務局次長	佐々木 洋人
教育委員会事務局庶務課長	山田 安宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中島 伸也
教育委員会事務局学務課長	仲田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村松 有希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別府 芳隆
教育委員会事務局指導課長	宮脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増嶋 広曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
教育委員会事務局生涯学習課長	吉江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤 清美

7 議会事務局	事務局長	鈴木 慎也
	事務局次長	櫻井 敬子
	議事調査係長	吉田 裕麻
	書記	藤村 ちひろ
	書記	関口 弘一

8 案件

審議調査事項

- 案件第1 第20号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例
- 案件第2 第21号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第3 第23号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第4 第25号議案 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例
- 案件第5 第26号議案 東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例
- 案件第6 第27号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

案件第7 陳情7-19 区立図書館の蔵書充実についての陳情（新付託）

案件第8 特定事件の継続調査について

理事者報告事項

【区民部】

- | | | |
|------------------------|----------|------------|
| 1. 補正予算について |資料1 | 区民課長 |
| 2. 令和8年度予算について |資料2 | 区民課長 |
| 3. 町会に対する支援の拡充について |資料3 | 区民課長 |
| 4. 区民館トレーニング室の転換について |資料4 | 区民課長 |
| 5. 台東複合施設空調設備等改修工事について |資料5 | 区民課長 |
| 6. 台東区協働指針の見直しについて |資料6 | 区民課長 |
| 7. 訴訟について |資料7 | 戸籍住民サービス課長 |

【教育委員会】

- | | | |
|--|------------|----------|
| 1. 補正予算について |資料8 | 庶務課長 |
| 2. 令和8年度予算について |資料9 | 庶務課長 |
| 3. 給与制度の改正について |資料10 | 庶務課長 |
| 4. 台東区通学路交通安全点検プログラムの策定について |資料11 | 学務課長 |
| 5. 小学校知的障害特別支援学級の整備について |資料12 | 学務課長 |
| 6. 小中学校補助教材費等支援の拡充について（宿泊行事） |資料13 | 学務課長 |
| 7. 中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組みについて |資料14 | 指導課長 |
| 8. 令和7年幼児・児童・生徒の活躍について |資料15 | 指導課長 |
| 9. 学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画について |事前資料1 | 教育改革担当課長 |
| 10. 新しい時代の学校創り中間報告について |資料16 | 教育改革担当課長 |
| 11. STEAM教育に関する取組みについて |資料17 | 教育改革担当課長 |
| 12. 生涯学習センター機能強化等改修工事の整備内容について |資料18 | 生涯学習課長 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

- 13．親子学習ひろばの実施について資料19 生涯学習課長
- 14．台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場整備に向けた基本計画について
.....資料20 スポーツ振興課長
- 15．中央図書館のリニューアルについて資料21 中央図書館長
- 16．図書館情報システムのリプレースについて
.....資料22 中央図書館長
- 17．「台東区立図書館に関する調査」について
.....資料23 中央図書館長
- 18．池波正太郎記念文庫所蔵資料のデジタル化について
.....資料24 中央図書館長
- 19．池波正太郎記念文庫・池波正太郎真田太平記館姉妹館提携20周年記念事業について
.....資料25 中央図書館長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

区民部の7番、訴訟については、審議の都合上、順序を変更して最初に報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

委員長 ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

委員長 それでは、案件表の順序に戻ります。

次に、案件第1、第20号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 それでは、第20号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、この教育振興基金を設置する等のため提出したものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。まず、東京都台東区池波社会教育振興基金を1億8,600万円から1億7,600万円に改めます。また、新たに東京都台東区この教育振興基金を設立するため、別表に追記をいたします。

本基金は、元台東区議会議長の河野純之佐様から学校教育の振興のために活用してほしいと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

寄附をいただいたため、設立に至ったものでございます。

付則をご覧ください。東京都台東区池波社会教育振興基金については令和8年4月1日から、東京都台東区この教育振興基金については公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

青柳委員。

青柳雅之 委員 ありがとうございます。元議長の河野さんからということで、素晴らしい基金が設立されたなということと、今回も池波教育基金が取崩しということですが、この基金についてはほかの基金とちょっと違って、取崩しを定期的にとというか、随時行っていると思います。今回は取崩しだけの案件ですけれども、何でしたっけ、運営だけじゃなくて資料を買い足したりとか、いろんなときに節目節目でやっていると思うんですが、今回の、後ほどの報告でもいろいろと出費があるようなんですが、この取崩しについては、もう今回セットになっているんですか。

委員長 庶務課長。

山田安宏 庶務課長 今回は今、青柳委員からご指摘いただいたようなこの基金の使い方という中で、8年度に所蔵資料のデジタル化を進めるということを予定しておりまして、そこへ一定程度充当をしていくということでのご説明になります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 後ほど多分、報告があると思うんですが、その新年度の出費に関しては、この基金を充当していくということでもよろしいでしょうか。

委員長 庶務課長。

山田安宏 庶務課長 基金取崩しといいますか、こちらを活用させていただいてやっていくということになっておりまして、今お話ありましたように、新規の8年度の予算の事業の中でやっていく、使わせていただくということでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。今後も有効に使っていただきたいと思っておりますし、あとは毎年予算・決算でも話題になりますが、基金の活用方法というのもぜひ研究していただければと思います。以上です。

委員長 ほかはいいでしょうか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、案件第2、第21号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、教育委員会の3番、給与制度の改正についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第21号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 それでは、初めに、報告事項、給与制度の改正についてご説明をいたします。資料10をご覧ください。

まず、1、管理職員に係る給与処遇の改正でございます。幼稚園教育管理職員の役割の重要性が増大している現状を踏まえ、職務・職責をより重視した給与制度へ改正するものでございます。

まず、(1)の管理職手当については、園長、副園長に支給される手当の額を表に記載のとおり改正をいたします。

続きまして、(2)の管理職員特別勤務手当でございます。週休日等以外の深夜の時間帯に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大し、夜間業務従事者の処遇を改善いたします。具体的には、現在午前零時から午前5時までとしているものを午後10時から翌日の午前5時までといたします。

続きまして、2の実施時期でございます。今回の改正につきましては、令和8年4月1日から実施をいたします。

最後に、3、改正する条例につきましては、資料に記載のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

続きまして、第21号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の次のページにつけてあります新旧対照表をご覧ください。

第23条第2項におきまして、先ほどご説明いたしました管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を記載のとおり改正いたします。

なお、管理職手当につきましては、規則で定めておりますので、当該規則の改正をいたして対応いたします。

改正する条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第21号議案及び報告事項について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 管理職の手当については、上がったということはいいことなのかなと思います。

ただ、手当という外づけじゃなくて本給のところ、本来であれば上げるべきことなのかなとは思っていますけれども、2つ目の管理職員特別勤務手当というところでちょっとお伺いをしたいんですけども、管理職の特勤手当、これは、まず1つ目としては、なぜ時間がこのように変更になってきたのかというのと、2つ目は、どういう場合にこの特勤手当の対象になっていくのか。それ、2つ教えてください。

委員長 庶務課長。

山田安宏 庶務課長 まず、ご質問の冒頭でありました、本給で対応というところでございますけれども、こちらにつきましては、昨年12月の特別区の人事委員会勧告を受けて、給与法全体の改定は行っておりますので、一定程度対応できているかなと思います。

ご質問の管理職特別勤務手当のほうですけれども、まず、この時間帯の拡大につきましては、先ほど今回の改正の目的のところでお話をしたところではございますけれども、やはり深夜時間帯での業務、こちらに関する職責というところを勘案して、時間帯に関してはもう午前零時といわず、その前から、もう午後10時から深夜の時間帯の一部ということでみなして対象としていこうということでやっておるものでございます。

また、実際にこれ、じゃあどういった勤務が対応するもの、支給対象となるのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、単純に時間外勤務が延びていってこの時間帯に到達したというのではなく、あくまでも例えば自然災害、大地震ですとか、そういったものが起きた場合の緊急対応といったところで、どうしてもこの時間帯に勤務をする必要があるという必要が生じた場合に対して、対象になって支給される手当というものでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 支給のタイミングというのかな、それはルールとしては一つ分かりました。ただ、幼稚園などによっては園児を泊めて、お泊まり体験とかをやっている園とかいうのが少なからずとも幾つかあるというふうに思っていて、そういう場合に園の管理者である園長や副園長先生もその場にいるというふうになったときには、この手当の対象にはなるんですか。

委員長 庶務課長。

山田安宏 庶務課長 そちらの場合は、通常の園の運営の中で行われているというものの行事の一つといったらいいんでしょうか、そういった形になってまいりますので、今回のこの手当の支給対象ではございません。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ないというのは、これからいろいろちょっとまた現場と議論していただきたいなと思うんですけども、やはり子供たちの体験格差の問題もおいおいまた触れてはいきますけれども、それで、そういういろいろなところに幼稚園側もこういう協力をしていただかな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いとということも生じるのが実際としてあると思いますので、ぜひいろんな面で議論していただきたいなと思います。もちろん今回は管理職の特勤手当ですけれども、じゃあ一般職の人たちだってどうなるんだというのだからあるので、その辺も含めて議論していただきたいなというふうに思っています。以上にします。（「賛否を……」と呼ぶ者あり）

委員長 賛成ですか。

鈴木昇 委員 賛成でいいです。

委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第3、第23号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 それでは、第23号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、令和7年12月24日に公布をされ、同日付で施行されました東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じまして、本区の条例を改正するものでございます。

改正内容について、新旧対照表をご覧ください。表記載の補償基礎額につきまして、都条例の改正に準じて対照表のとおり改定をするものでございます。

次に、付則でございます。施行日については公布の日からとし、経過措置として令和7年4月1日以降に事由が発生したものについて適用をいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、案件第4、第25号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例及び案件第5、第26号議案、東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の2議案は関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

それでは、第25号議案及び第26号議案について、理事者の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 それでは、案件第4、第25号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案に関しましては、3月3日の企画総務委員会において、区有施設の使用料に関する基本的な考え方における子供の料金区分の対象が小学校の児童並びに中学校及び前期中等教育学校の生徒から18歳到達後の最初の3月31日までを指す高校生等相当年齢までに改定することについて、別途報告がございます。本案は、区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定に沿って、本条例の子供の料金の区分を改正するものでございます。

改正内容について、新旧対照表に沿ってご説明いたします。資料記載のページ番号1ページをご覧ください。改正箇所は、別表第4となります。台東リバーサイドスポーツセンター体育館と陸上競技場の貸切りでない場合の使用料区分について、中学生以下を高校生等相当年齢以下の者と改めます。

2ページ、3ページをご覧ください。こちらは台東リバーサイドスポーツセンター水泳場、清島温水プール、柳北スポーツプラザプールについて、同様の改正を行います。

次に、付則でございます。施行の期日ですが、本条例の施行日は、令和8年4月1日からといたします。

なお、付則の3では経過措置として、清島温水プールで取り扱っております回数券、定期券について、本改正条例の施行日前に一般の料金区分で購入された高校生等相当年齢の方へ新たな料金区分の差額を払い戻すための措置を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 続きまして、第26号議案、東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

改正内容について、新旧対照表をご覧ください。少年自然の家霧ヶ峰学園の利用料の料金区分につきまして、小人料金区分の対象を体育施設と同様、変更するものでございます。条例第12条、利用料金等に関する別表におきまして、小人料金区分を高校生等相当年齢まで対象を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

広げます。

次に、付則でございます。施行日は令和8年4月1日とし、経過措置に記載のあるとおり、条例の施行の日以降の霧ヶ峰学園の利用について適用し、同日前の利用については従前の例によるものいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第25号議案及び第26号議案について、ご審議願います。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 18歳まで子供料金の適用というのが広がってきつつあるところなので、いいことだなというふうに思っています。評価させていただきます。

子供たちへの周知の部分というのは、霧ヶ峰もりバーサイドも含めてなんですけれども、どういうふうに行っていくんでしょうか。もちろんそのホームページに載せるとか、掲示をするとか、一般的なところは分かるんですけれども、例えば中学生、現台東区内の中学校の中学生にはお手紙を配るとか、何かそういう特別な手段というのは取るんですか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 霧ヶ峰について申し上げますと、現在も中学生については半額ですので、そこに特に周知をとというのは考えてございませんが、ただ、内容の変更を伴いますので、それに関する特別の何かの周知というような、ホームページですとかチラシとか、そういったものは工夫してまいりたいというふうに考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ、もちろん区が今までいろんなSNSも含めた手段でのお知らせというのは重要だというふうに思いますし、そういうのでプッシュ型でお知らせというのは大事なんですけれども、とにかくこういう料金改定がされてきた経緯というのはそのチラシには載ることはないでしょうけれども、やはり子供たちがより使いやすい施設にしていくんだという区の姿勢はあるんだというふうに思っていますので、ぜひいろいろ工夫して、これがいいねというのが、アイデアが私自身があるわけではないんですけれども、ぜひ知見を持った方々と議論をして、多くの方に利用していただきたい施設だなって思いますので、その点をよろしく願いいたします。以上です。

委員長 議案については賛成で。

鈴木昇 委員 賛成です。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

第25号議案及び第26号議案の2議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、案件第6、第27号議案、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、区民部の4番、区民館トレーニング室の転換についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第27号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

区民課長。

櫻井洋二 区民課長 それでは、第27号議案、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例及び区民部、報告事項4番の区民館トレーニング室の転換について、ご説明いたします。

まず初めに、報告事項についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、目的でございます。現在7館あるトレーニング室について、一部を除き、軽運動コーナーに転換することで、施設のさらなる有効活用を図ってまいります。

次に、項番2、トレーニング室の現状でございます。

まず、(1)の概要は、資料記載のとおりでございます。

次に、(2)の利用状況とアンケート結果から見えた課題と要望についてです。課題につきましては、トレーニング室の開室時間や利用者が限定的であること、また、マシンの老朽化などが上げられます。アンケート調査の結果による要望では、主に健康維持、体力づくりの場、また、体操教室などイベントへの参加要望を求める声が多くなっております。

次に、項番3の転換内容につきましては、現行のトレーニング室を2種類に分類するものでございます。

まず、(1)の軽運動コーナーにつきましては、公用事業が実施できる場として、また、個人が体を動かす活動を行う場として、次のページの区民館5館のトレーニング室を転換いたします。トレーニングマシンを撤去し、フラットで安全なスペースを確保することで、幼児向けや高齢者向けの運動教室等を実施できるようにし、幅広い年代の方が利用できる場としてまいります。

次に、(2)のトレーニング室については、現行より利用時間を拡大して、谷中、寿の2館で引き続き利用できるようにしてまいります。

次に、項番4の予算額(案)につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、項番5、今後の予定でございます。本日ご了承いただいた後、周知を開始し、令和8年11月1日の条例改正をもってトレーニング室を転換し、11月中旬にリニューアルオープンいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

報告事項は以上でございます。

続きまして、第27号議案、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例については、ただいま報告事項で説明した内容の改正が主なものとなっております。

報告事項の3ページから10ページの新旧対照表にありますとおり、区民館個人使用施設の種類を変更し、従来のトレーニング室を軽運動コーナー5館とトレーニング室2館に分けるものです。区民館個人使用施設としての性格は変更せず、全ての施設において開設時間を9時から21時までとします。

施行日は、令和8年11月1日です。また、現在、大規模改修工事中の金杉区民館下谷分館の第4集会室をプレイルームへと変更する内容も含まれております。これらの施行日は、工事終了後の令和9年4月1日です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、第27号議案及び報告事項について、ご審議願います。

望月委員。

望月元美 委員 議案については賛成いたします。その上で、区民館のトレーニング室のところで何点かお聞きいたします。

軽運動コーナーなんですけれども、この公共事業で使用しない空き時間に利用が可能だということで、実際にその空き時間に、例えば利用時間が制限があるのか、利用人数の制限があるのか、それがルール化するのか、その辺について教えてください。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 まず、利用時間の制限というのは、特に開館時間であれば、9時から21時になるんですけれども、その間は利用できると。人数の制限につきましては、今後運用の中でルール化も含めて検討してまいります。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 今聞いたように、その利用時間が開館時間とはいえ、ただその実際に使う方たちが今度、無料でそのスペースを使うということで、利用者さん同士のそのときに使うときに、例えばいろんなグループが同時に使う。例えばダンスの練習をしたりとか、いろんな幅広い活用だと思えるんですけれども、その利用者同士の方たちにちょっとトラブルがとかいうのをしっかりとルールづくりをしておかないと、今後心配な部分があるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 今、委員おっしゃるとおり、例えば個人の利用になっているんですけれども、例えば仲よし5人組がそれぞれ個人で何グループか利用してということも想定できますので、そういった基本、争い事はないようにしてほしいんですけれども、そういったので利用してほしいんですけれども、ルール化と、あとは見回りなどもしながら、そういったところは見ていきたいと思えます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 はい、了解しました。

あと、トレーニング室の件なんですけれども、要するに今度、谷中と寿の2か所になるということで、そうしますと、今までその5館のところに行っていた方たちが、なかなか今度そのトレーニング室を利用できなくなるのではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 トレーニングマシンという意味では、確かに7から2になりまして、今後そのリニューアル後なんですけれども、公共施設で見ますと、トレーニングマシンがあるのが公共施設で全部で有料、無料も合わせて6館ございます。配置としましては、徒歩15分圏内に1つという配置にしております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 はい、分かりました。

ただ、実際に、本当に身近に近所に行っていた方たちからすると、やはりちょっと不便さを感じるのではないかと思うので、その辺についての周知はしっかりとさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 トレーニング室と軽運動ができるスペースの整理って、いずれかのタイミングで必要だろうなというのは何となく区民の方とディスカッションしている中でありましたので、このタイミングだったのかと思ったんですけれども、やはり今、望月委員がおっしゃるように、今までであったものが使えなくなるのの不便さというのはすごく感じるころだというふうに思いますので、その辺も議論して、利用者の方とまた意見を取り交わして、今は、今回は軽運動スペースにしたけれども、やはりトレーニングマシンを使いたいという方たちが多ければ、また変えていくとかいう、そういう柔軟性というのは持つんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 今回この軽運動コーナーにした一番の目的というのが、やはり今は利用者が固定化されているトレーニング室から、幅広い年代の方が利用できる軽運動コーナー、健康増進の場として役割を広げるという意味合いがございますので、今後、利用者が莫大、もうすごく増えたとか、そういったことがあればあるんですけれども、ちょっと転換後の様子を見てという形になります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 そうですね、ぜひそこは様子見ながら、利用者さんとディスカッションしながらやっていただきたいと思います。

過去、私、求めてきたトレーニング室とかでのトレーナーさんの配置のことなんですけれど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も、今回の軽運動のスペースやトレーニング室にはトレーナーさんの配置というのは時間数が増えるんですか。それとも本当に先ほどおっしゃるように、巡回だけでピンポイントで見回らただけで終わってしまうのか、常駐する時間が増えるのか、変わらないのか、その辺はどうなんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 まず、転換する軽運動コーナー、こちらにつきましては、トレーナーさんは配置しません。残る2館のトレーニング室につきましては、2館ありますので、月・水・金・日と火・木・土で分けまして、そこについては朝から晩までというか、開館時間はトレーナーさんがいるような配置となります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 トレーナーさんの資格の取得のこととかもあるんでしょうけれども、巡回だけというのはまた今後の課題に残るかなとは思いますが、ぜひいい形でそのスペースで体が動かせる事業というのもやって、展開していただきたいなという要望だけ伝えて、以上にします。

委員長 議案は賛成で。

鈴木昇 委員 賛成です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 議案は賛成していきたいと思います。その上で、伺います。

まず、この公用事業というのが、どんなものを考えているのかということと、あと、どのくらいの頻度で占有されていくのかということを教えてください。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 今回、転換を検討するに当たって、全所属に調査をかけさせていただきました。その調査結果なんですけれども、15以上の組織で事業の展開というのを興味を持っていたところがございます。内容につきましては、高齢者向けの介護予防の運動であったりとか、または未就学児の運動遊びだったりとか、幅広い世代の方が利用できるようなものを展開できるものと考えています。

また、どのくらいの頻度というのは、令和8年度は11月からやりますので、最初のうちはそこまで毎週毎週、何かしらどこかでやっているよというのはなかなか難しいかと思いますが、将来的には増えていくというふうに考えています。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 例えば一つの場所ですね、台東一丁目区民館でいったら、その週のうちの1日とか2日の2時間とか3時間が公用事業で、ほぼ9割方はフリーみたいな、そういうイメージなんですかね。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 令和8年度はそのようなイメージになります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。ありがとうございます。

その上で、あとはスペースの形状というか、今までマシンが置いてあったりとか、床だったところを撤去して、その形とかは何かまたいじるんですか。ストレッチとかヨガがしやすいような軟らかい床にしたりとか、そういうことはするんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 特にストレッチマットとかは貸出しは考えているんですけども、床自体に例えば塩化ビニールを敷くとか、そういったことは考えておりません。フラットな広いスペースということで考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。いいプランだと思います。特に年代による格差というのかな、開きがあったということで、より広い年代の方たちに利用してもらおうということと、あとはこのマシン中心の運動施設というんですか、トレーニング施設というのが結構民間の競合が非常に今、多いですね。そういうところでいうと、いわゆるニーズに的確に、柔軟に変化をしていくということで、素晴らしい取組だと思っています。

その上で、やはり今いるんな委員からも懸念があったところですが、区民部、区民課中心にこういう取組をやっていくということなんですが、ほかの施設の話ありましたよね、6館ということで、区民館以外、リバーサイドですとか学習センターですとか、あと保健所の健康増進センターなどもそうなのかな。その辺りが連携取っていくのかな、これから。何となく所管ごとによってばらばらのような気がするんですけども、その辺りはどうですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 頑張って連携していきます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。それでは、報告事項も了承させていただきます。頑張ってください。

委員長 よろしいでしょうか、ほか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第7、陳情7-19、区立図書館の蔵書充実についての陳情を議題といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 この陳情ね、やはり図書充実というのは私ずっと議会の中でも求めていますけれども、これはもう採択すべきことだというふうに思っています。

ただ、理由の中で、蔵書数が大幅減少というのは多分中央図書館の改修とかがあって一時的に減っているのかなとかいう、幾つか懸念とか、ちょっと感覚的な理解の違いがあるかなと思うんですけども、やはりほかの区を見ている、まちかど図書館が充実をされていて、区民や来街者も、貸出しは基本区民ですけども、来街者も立ち寄って、ちょっと本を読んで、それこそその地域の歴史の本とかを見て、またそこから散策に出かけられるとか、そういう本を中心にしたまちづくりというのにも取り組んでいる自治体があったりというのがあります。

そういう意味では、台東区は図書行政についてはまだまだ弱い区だというのは、私自身も認識をしているので、もっともっと予算も増やして、まちかど図書館も増やしてほしいというのを議会の中で求めているところでもありますので、ぜひこのことについては、幾つかの課題があると思います。もちろん台東区の館は、そんなもともと広い館が多いわけではないですから、そこにどれだけ本を詰め込んだとしても、大きい図書館がある自治体と比較をしたら負けてしまうかもしれませんけれども、やはり図書館は図書館の中ですごく見やすさを重視して、司書さんたちもその季節のものを真ん中に持ってきて、みんなに読んでほしいな、また、かつ新刊が入ったときにはこういう新刊蔵書が入りましたよというのも入ってすぐに目につくような場所に設置をしたりして、工夫はしていると思いますので、ぜひ大幅予算を増額して、この陳情者の趣旨となるところの意を酌んで議会としてもやっていくべきじゃないかなというふうに思います。以上です。

委員長 高橋委員。

高橋えりか 委員 本陳情は、図書館の蔵書充実を求めるものであり、区民の知識アクセス環境の向上を願う趣旨については理解するところであります。

本件につきましては、我が会派の富永議員がこれまでも総括質問などで図書館機能の充実を取り上げてきており、現在はデジタル図書館サービスも開始されていて、予約数も好調に推移しているものと認識しております。また、近年の蔵書数の減少においては、先ほど鈴木委員の発言にもありましたが、中央図書館の改修工事に伴うものと理解しております。

一方で、本陳情者の方も紙の蔵書を念頭に置かれているという可能性もありますが、図書館には保管スペース等の制約もありますので、今後は紙媒体の充実に加え、利用が拡大してきているデジタル図書のさらなる充実を図っていくことが重要であると考えています。

以上の理由から、本陳情の趣旨には理解を示し、趣旨採択とさせていただきたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上です。

委員長 趣旨採択。

ほかの委員はいかがでしょうか。

望月委員。

望月元美 委員 まず、ちょっとこの陳情の内容を確認させてください。実際に、理由のまず、1番なんですけれども、こちらのほうの内容的な確認なんですけれども、国会の国会図書館があることによって、台東区もあると思うんですが、この辺の内容の確認をお願いいたします。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 お答えいたします。

こちらの陳情者、千代田区のほうには国会図書館があるというところで、実質的には台東区がワースト1位になるということをおっしゃっているんですけれども、台東区内にも国会子ども図書館がございまして、そちらの蔵書数を入れますと、台東区は16位ということが分かっております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 分かりました。

それと、2番目に関しては、やはり中央図書館のリニューアルに向けて蔵書数をちょっと制限したということはあるので、それはそうなのかなという、そういうところが実際にあるということは感じております。

理由の3番に関しまして、実際に内容、今回じゃあ3番、4番、5番、6番まであるんですけれども、それに関して、ちょっとここが実際に合っているのかどうか、その辺の整合性を教えてください。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 最初に、3番の区立図書館の蔵書推移を比較すると、23区中15区が直近5年間で1万冊以上の蔵書を増加させているということをおっしゃっておりますが、私たちが調べたところ、23区中12区が直近で5年間で1万冊以上の蔵書を増加させておりました。

続きまして、4番です。過去5年間の図書館費、図書費においても、継続的に下位であるというところにつきましては、この方がおっしゃっていることは合って、正しいです。

ただ、この図書館費と図書費ともにワースト5位ということにつきましては、図書館費については、各区でいろいろな、例えば指定管理ですとか、業務委託ですとか、いろいろな形態がございまして、その中で、一概に比較することはなじまないと感じております。

続きまして、5番の人口・面積比についてです。この方は文京区のことを例に出して記載されておりますが、比較的面積に近い文京区は図書館の数が多いため、人口に対する蔵書数が多くなっております。台東区は図書館取組方針に基づいて、図書館の配置については施設の1キロ圏内で台東区全域をおおむねカバーしております。区の特性を出しながら、適正な蔵書数を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

目指しているところです。以上です。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 ありがとうございます。

確かにいろんな内容を見ると、実際の台東区の実態とちょっと違うのかなというところを感じております。それと、改善策の提案についても、例えば区民からの本の寄附をというところで、実際に台東区しているのかなというところも確認しておりますが、何せやはりその蔵書を増やしてほしいということはもう区民の皆様の、やはり区民サービスの向上につながっていると思います。

そこでお聞きしたいんですけども、この令和、今年の11月にリニューアルオープンに伴いまして、どれくらいちょっと本が増えるのか、その辺のことを教えてください。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 本の冊数、どのくらい増えるかというところは、今のところ明確にお答えすることはできないんですけども、リニューアル後は中央図書館全体で11%、約5万3,000冊程度の配架スペースが増える見込みとなっております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 分かりました。

実際にそれだけの本棚が11%増えると、その分、実際に蔵書が増えるんじゃないかというお話なんですけれども、やはりそういう意味では、この陳情者の方の趣旨はすごく理解しております。なかなかやはり台東区、狭いところで、図書館も5館しかないというところがありますので、そういう意味では、今後また一層充実を図っていただきたいということもありますので、自民党としては趣旨採択をお願いします。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 非常によく調べていただいて、内容の詰まった陳情文提出いただく、陳情を提案していただいたことを非常に感謝しています。ありがとうございます。

その上で、実はここに書いてある内容を読んでびっくりしたのは、私たちも実は会派で、この年度に入ってから子ども図書館と藝大図書館を視察に行っているんですね。そこでのいろんな連携の話などもありとか、あとは一番直近できている隣の中央区の本の森、あそこも視察に行って、会派で結構図書館、研究していたんですよ。そしたら、結構似たような内容の陳情文が出たので、非常にびっくりしているというか、しています。

その上で、先ほどから国会図書館の話があるんですけども、これ、私も最初この陳情文読んだときに、台東区にも上野に子ども図書館あるし、実はあそこの地下にすごい蔵書の蔵があって、永田町の国会図書館と同じような規模で、18歳以下に関する図書は永田町じゃなくて全部、献本も含めてあそこにあるんですね。ですので、それも蔵書数と合わせれば、千代田区に並ぶくらいあるよなというふうに思いつつ、先ほどちょっと答弁を聞いていたら、それも合わせると順位は変わるとかいうのは、それはまた何かちょっと違って、ある意味ここは子供の本

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の蔵書数を比べているわけではないんですよ。恐らくこれ、国会図書館の蔵書数を区民1人当たりとか、市民1人当たりで換算したら、子供の本の数は多分、台東区、全国1位になってしまうとか、そういう話なので、やはりここは、何かこの文言がちょっと違うから順位も違いますよというよりは、これは真摯に受け止めていただいたほうがいいと思います。

その上で、子ども図書館との連携というのも私たちいろいろ考えたり、現場に行って話を聞いたんですが、国会図書館というのはちょっと性格が違うんですよ。あそこは何か貸出しを中心にしているんじゃないかと、何か基本的に献本というか、本をしっかりと管理するものですし、あとは国立図書館って皆さん思いがちなんですが、実はあれ国会なんですよ。ですので、議会の隣の部屋にも議会図書室というのがあるんですが、あれに似たような機能なんですよ。ですので、チャンスがあればぜひ、ここの連携みたいなのも考えていただきたいですし、特に子供の本とか、中高生ぐらいの学校に関わる本とか、そういったものは非常に多くありますし、あと、あその2階部分だったかな、閲覧できるコーナーもあって、貸出しなどもできたのかな、やっていますので、特に学校関係の方とかは非常に利用しやすい、近くにあるので、アクセスがいいので、行っていただくと非常にいいのかなというふうに思っていますので、まずこの連携はぜひしていただきたいということです。

あとは、私も図書館蔵書に関しては、過去に減らされたことに対して大反対したことあるんですよ。実は移動図書館というのがあったんですね。図書館のバスというか、それが各公園とか児童館とかを回って、子供たちに貸し出すという事業をやっていたんですよ。ところが、二十数年前の行革のときに、実は僅か50万ぐらいの予算をカットされて、その移動図書館というのがなくなっちゃったんですよ、あのときにね。今これだけ潤沢にお金があって、デジタル化とか、検索とかに億の単位のお金をつぎ込むのであれば、こうやってかつて当たり前に行っていた移動図書館みたいな、図書館バスですか、ああいったものなどは逆に復活をして、いわゆる蔵書数だけの比較になっていますけれども、やはりアクセスのしやすさということは改めて考えていただきたいなというふうに思います。

それと、どこでしたか、どこかにあったな、学校、藝大図書館というのも行って来たんですが、実はここは専門性の高い美術とか芸術に関する本がもう本当にいっぱいあるんですね。国立子ども図書館と違って、ここの図書館の司書さんたちは結構一般開放しているんですが、1日50人って限定しているんですけども、地域との連携というのを非常に言っていたんですよ。だから、あの当時の図書館長にも話したことがあると思うんですが、藝大図書館とは台東区ならではの連携というのが非常にできるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういったところはここの陳情文にもどこかに書いてあったと思いますが、大学の図書館との連携というのはぜひ検討していただきたいなと、ねえ、教育長、思いますので、よろしく願います。

その上で、今後の蔵書数自体は11%増を目指しているということのお話もありましたし、あとは私自身も今まで図書の部分ですね、これ、デジタルを増やすというか、今本屋さんも減少している中で、直接触れられる紙の本、あるいは子供たちの絵本、これの重要さというのが今、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議論が出ていますけれども、私はやはり紙の本をしっかりと充実させる環境というのを整えていただきたいと思いますし、あとは蔵書数の推奨というんですか、人口1人当たりというデータなどもいろいろ出ていますので、23区の中で、図書の数で負けているというのは、何か、区長、恥ずかしいですよ。これは陳情文にあるとおり、あるいは陳情者の皆さんが願っているとおり、蔵書数だけでも負けないような、そんな区にしていきたいと思いますというふうに思いますので、いろいろな工夫の部分もあります。あるいは内容によっては若干そこがある部分もありますが、私たちの会派としては、これは採択して、ぜひ蔵書数を増やす取組を前に進めていただきたいと思います。要望いたします。以上です。

委員長 ほかは。

弓矢委員。

弓矢潤 副委員長 私たち公明党としては、趣旨採択とさせていただきます。

こちらの本当に陳情された方のお話は、蔵書を増やしていく、本を増やしていくというのは、本当にそのとおりであると思います。趣旨としてはそのとおりであると思います。

ただ、先ほどいろんなお話も出てきているように、先ほど望月委員もお話しされていた、新しく図書館がリニューアルされて、そこで5万冊のスペースもできるということで、本当にすごくポテンシャルを感じておりますし、また、台東区という面積の問題であったり、あと、建物を増やすってなると、またそれはそれですごく難しい問題もあるので、そこはちょっと難しいというところもある。でも、しかし、増やしていくというその趣旨にはすごく賛成しますので、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 趣旨採択ということで、採択の方々は、そこに変わりなくて。

これより採決いたします。

本件については、趣旨採択を求める意見がありますので、まず、趣旨採択することについて、挙手により採決いたします。

それでは、本件を趣旨採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数であります。よって、本件は、趣旨を了とし、採択することに決定いたしました。

委員長 次に、案件第8、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、本委員会の行政視察の報告書について申し上げます。

昨年11月に実施いたしました福岡県宗像市及び古賀市への行政視察について、このたび正副委員長にて報告書案を作成し、配付させていただきました。この案文について、ご意見がありましたら正副委員長までお知らせください。調整後、議長に報告いたします。その後、議長が全ての委員会報告書を取りまとめ、台東区議会委員会行政視察報告書として全議員及び理事者に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算及び令和8年度予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしく願いいたします。

初めに、区民部の補正予算について、令和8年度予算について及び町会に対する支援の拡充について、区民課長、報告願います。

区民課長。

櫻井洋二 区民課長 それでは、令和7年度第8回補正予算のうち、区民部に係る概要についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、歳入です。区民部歳入予算は24億1,365万3,000円を増額し、補正後の総額を363億761万5,000円といたします。内訳については、税務課の特別区民税について納税義務者数及び個人所得の増加により現年課税分を25億546万8,000円増額いたします。戸籍住民サービス課の国庫補助金については、社会保障・税番号制度システム整備費を2,763万2,000円増額いたします。子育て・若者支援課では、歳出予算の減額補正に関連して、次の歳入予算を減額補正いたします。国庫負担金を8,867万6,000円、国庫補助金を1,091万5,000円と負担金を1,985万6,000円、内容は記載のとおりです。

3ページをご覧ください。歳出です。区民部歳出予算は4億6,491万1,000円を減額し、補正後の総額を87億6,824万5,000円といたします。内訳については、区民課の掲示板維持管理は、掲示板の建て替え委託の契約差金により1,692万円、区民館管理運営は、管理業務委託及び台東複合施設修繕設計委託の契約差金により1,490万1,000円、金杉区民館下谷分館大規模改修は、工事の契約差金により760万円減額いたします。税務課の住民税課税事務は、e L T A Xの更新延期に伴う改修経費の未執行等により679万2,000円、収納事務は、過誤納還付金の実績により7,700万円減額いたします。戸籍住民サービス課の氏名の振り仮名法制化対応は、戸籍振り

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

仮名業務委託の契約差金により1億1,348万円、住民基本台帳事務は、各種委託料の契約差金により1,221万8,000円減額いたします。子育て・若者支援課では、実績見込みにより児童扶養手当を1,000万円、児童手当を1億7,800万円、子供育成活動支援を500万円、高等職業訓練促進を1,400万円、母子生活支援施設を1,000万円、それぞれ減額いたします。また、上原奨学基金積立金は、上原勉様より区内の子供たちの進学の機会に役立てていただきたいとのことで、新たに100万円のご寄附をいただきましたので、100万円積み立ていたします。

5ページをご覧ください。続きまして、繰越明許費です。戸籍住民サービス課の戸籍及び住民基本台帳費の5,133万5,000円を令和8年度に繰り越しいたします。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和8年度予算についてです。

初めに、区民部の予算について報告し、その後、組織改正により新設するこども家庭部の予算についても報告いたします。

資料2をご覧ください。1ページをご覧ください。区民部の歳入予算です。予算額は326億8,529万3,000円で、対前年度比7億1,645万3,000円の減額です。表は部内各課の内訳です。

それでは、各課の歳入予算について説明いたします。

2ページをご覧ください。区民課の予算額は2億2,145万3,000円で、対前年度比1,373万5,000円の減額です。これは大河ドラマ館閉館に伴う台東区民会館の使用料の減と、国民年金システム改修による基礎年金事務費の増との差額が主な要因です。

3ページをご覧ください。くらしの相談課の予算額は37万8,000円で、対前年度比17万3,000円の減額です。これは消費者行政強化事業費のうち、高齢者の安全と見守り小冊子の作成終了による補助金の減が主な要因です。

4ページをご覧ください。税務課の予算額は322億6,703万4,000円で、対前年度比33億3,422万円の増額です。これは特別区民税の納税義務者個人所得の見込みによる増と、特別区たばこ税の年間たばこ売渡し本数の見込みによる増が主な要因です。

5ページをご覧ください。収納課の予算額は1,000円で、対前年度比8,000円の減額です。これはみずほ銀行における受託証券取扱いの廃止に伴う受託証券取扱手数料の減によるものです。

6ページをご覧ください。戸籍住民サービス課の予算額は1億9,642万7,000円で、対前年度比2,765万7,000円の減額です。これは戸籍等の証明書交付手数料の見込みによる減が主な要因です。

以上が歳入予算についての報告です。

次に、区民部の歳出予算です。

7ページをご覧ください。歳出予算額は29億706万3,000円で、対前年度比55億8,813万5,000円の減額です。表は部内各課の内訳です。

それでは、各課の歳出予算について説明いたします。

8ページをご覧ください。区民課の予算額は19億4,050万4,000円で、対前年度比5億9,960

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

万3,000円の増額です。これは区民館管理運営における台東複合施設空調設備等改修工事による増と、金杉区民館下谷分館大規模改修工事による増が主な要因です。

9ページをご覧ください。くらしの相談課の予算額は4,769万4,000円で、対前年度比283万1,000円の減額です。これは外国人相談におけるクラウド型ビデオ通訳サービスの委託料の減が主な要因です。

10ページをご覧ください。税務課の予算額は4億186万3,000円で、対前年度比929万1,000円の減額です。これは税証明書のコンビニ交付実施に伴うシステム改修による増と、収納事務の特別区税還付金の見込みによる減が主な要因です。

11ページをご覧ください。収納課の予算額3,691万4,000円で、対前年度比367万円の増額です。これは徴収一元事務における滞納整理事務委託料の増が主な要因です。

12ページをご覧ください。戸籍住民サービス課の予算額は5億5,008万8,000円で、対前年度比1億3,868万8,000円の減額です。これは氏名の振り仮名法制化対応における委託料の減が主な要因です。

以上が区民部の歳出予算についての報告です。

次に、13ページをご覧ください。債務負担行為です。区民課で記載のとおり、2事業について債務負担を設定しております。

区民部の予算については以上です。

次に、新設するこども家庭部の令和8年度予算です。

14ページをご覧ください。こども家庭部歳入予算です。予算額は105億7,992万2,000円で、組織改正による事業移管前の前年度予算額と比較すると4億8,729万8,000円の増額です。表は部内各課の内訳です。

それでは、各課の歳入予算について説明いたします。

15ページをご覧ください。こども政策課の予算額は7億2,371万3,000円で、対前年度比1億2,375万3,000円の増額です。これは子ども・子育て支援交付金の補助対象事業費の見込みによる増が主な要因です。

16ページ及び17ページをご覧ください。子育て支援課の予算額は31億9,059万6,000円で、対前年度比2億285万3,000円の減額です。これは児童手当の支給見込みによる国及び都の負担金の減が主な要因です。

18ページをご覧ください。子ども家庭支援センターの予算額は3,100万4,000円で、対前年度比64万7,000円の減額です。これは都児童相談所との連携強化事業費補助金の見込みによる減が主な要因です。

19ページをご覧ください。保育課の予算額は64億7,179万円で、対前年度比5億4,156万5,000円の増額です。これは保育所等利用世帯負担軽減事業費の第1子無償化に伴う補助対象事業費の見込みによる増が主な要因です。

20ページをご覧ください。児童・青少年育成課の予算化は1億6,211万9,000円で、対前年度

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

比2,548万円の増額です。これは認証学童クラブ事業費における対象クラブ数の見込みによる増が主な要因です。

以上が歳入予算について報告です。

次に、歳出予算です。

21ページをご覧ください。歳出予算額は226億4,489万3,000円で、対前年度比34億9,908万8,000円の増額です。表は部内各課の内訳です。

それでは、各課の歳出予算について説明いたします。

22ページをご覧ください。こども政策課の予算額は24億4,093万4,000円で、対前年度比16億6,598万6,000円の増額です。これは（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事の実施による増が主な要因です。

23ページ及び24ページをご覧ください。子育て支援課の予算額は51億9,949万1,000円で、対前年度比1億3,226万4,000円の減額です。これは児童手当の支給見込みによる減が主な要因です。

25ページをご覧ください。子ども家庭支援センターの予算額は6億6,036万9,000円で、対前年度比3億7,607万7,000円の増額です。これは（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事による皆増が主な要因です。

26ページ及び27ページをご覧ください。保育課の予算額は117億4,653万2,000円で、対前年度比8億8,732万3,000円の増額です。これは保育所運営における見守りカメラの設置や、谷中保育園隣接地整備工事による増及び（仮称）小島保育園整備の工事による増が主な要因です。

28ページをご覧ください。児童・青少年育成課の予算額は25億9,756万7,000円で、対前年度比7億196万6,000円の増額です。これは（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事の実施による皆増と、こどもクラブ運営における事業運営委託料の増が主な要因です。

以上が歳出予算についての報告です。

次に、29ページ及び30ページをご覧ください。債務負担行為です。資料記載のとおり、債務負担を設定しております。

令和8年度区民部、こども家庭部の予算について、報告は以上でございます。

続きまして、町会に対する支援の拡充についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。初めに、項番1、町会事務所新築、増改築等助成金の拡充についてでございます。（1）概要です。老朽化が進行している町会事務所の改築や事務所機能の維持・強化をさらに促進するため、助成内容の拡充をするものでございます。

（2）拡充内容は、資料の記載のとおりで、助成率を50%、助成限度額を2,000万円に引き上げるとともに、助成対象を50万円以上の工事に引き下げ、使いやすい制度としてまいります。

（3）の予算額については資料記載のとおりで、（4）の今後の予定につきましては、3月の台東区町会連合会定例会において報告し、4月から拡充してまいります。

2ページをご覧ください。項番2、町会宛て回覧物の送付方法の変更についてでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(1)の概要につきましては、各町会では、区から送付される多種多様な回覧物の丁合い作業やポスターの掲示等が大きな負担となっていることから、このうち回覧に係る作業の一部を区で担うことで町会の負担を軽減するものでございます。

(2)の変更内容については、資料の図においてお示ししているとおり、町会の担当者が行っている回覧物の丁合い作業を事業者へ委託し、丁合いされた状態の回覧物を区から町会へ送付するものでございます。

(3)予算額(案)については資料記載のとおりで、(4)の今後の予定につきましては、4月の町会連合会定例会において報告し、6月から実施してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

副委員長(弓矢潤) それでは、町会に対する支援の拡充について、ご質問がありましたら、どうぞ。

高橋委員。

高橋えりか 委員 今回の町会支援の拡充については、増額が図られている点や物価高騰への対応、また、町会役員の皆様や職員の方々の負担軽減につながる取組として、評価いたします。

一方で、そもそも町会に加入していないという方もいらっしゃると思うんですが、そういった方には回覧板などの情報が届きにくい現状があると思います。若年層や単身世帯の参加を促すという観点からも、町会のデジタル化支援も重要ではないかと思うのですが、例えば回覧板の電子化や会費のキャッシュレス決済ができるようにするなどの支援について、区の取組状況と今後の方針を教えてください。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 回覧板が行き届かないとか、その辺の課題は私どもも認識しております。新たな技術としまして、そういった電子回覧板とかを町会アドバイザー制度において現在導入支援を進めているところでございます。現在、10近くの町会さんで実際に導入しているところもあるんですが、今後関心を持っている町会さんも多いので、さらに広めていきたいと考えております。

副委員長 高橋委員。

高橋えりか 委員 承知しました。

まだ全体の数からすると少ないのかなと感じてしまうところではあるんですが、今後広がり余地がある取組だと思しますので、非常にいい方向性だと感じています。今後のさらなる推進を期待し、私からの質問を終わります。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ありがとうございます。

今デジタル回覧板のことで、意見として付け加えさせていただければ、そもそも町会という組織がどういう組織なのかというのが、やはり基本からずれてしまうと、もちろん町会加入、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

未加入だから回覧板が回ってこないとかいうのは、それは別の課題として残るので、デジタル化というのも一定必要なのかなと思うんですけども、やはり隣近所との協力とか、顔が見えるというのは大事だと思うので、そういうところは必ず忘れずにやり続けてほしいなということとは伝えておきます。

今回、町会事務所の改築助成というのが一定拡大をしたんですけども、今この対象になるような町会会館の数というのはどのくらいあるんですか。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 町会事務所を持っているところにつきましては、おおよそ100程度、正確には103町会になります。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 103あるところで、この増改築の対象になるというのは103分の幾つとかいうのは分かるんですか。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 対象となるのは全ての町会が対象になります。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。

比較的最近建てたというの、この10年以内、10年度以内というのが幾つか町会ではあるのかなと思うので、そういうところは別としてもということなんですが、やはり私が伺っている中では、町会会館を新たに建て替えるとなると、間口が狭くなったり、奥行きが狭くなったり、今の建築法上やむを得ない、それはしょうがないんだけどということで、なかなか踏み切ることができないというお話なども伺ってはいて、その中で考えて、修繕というのが使えるようになったのはいいなと思うんですけども、例えば耐震化をして長寿命化をしていくとかいうような複合的な補助、助成というのは、こういうの、町会会館については何かあるんですか。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 耐震化、耐震も兼ねての改修ということであれば、この助成金が対象になります。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 となると、じゃあ1,500万だったのが2,000万に増えてよかったねというのはよかったんだと思うんですけど、耐震化調査をしたり、あと再エネ化というのかな、太陽光パネルをつけたりとか、幾つかの東京都がやっているのは戸建ての住宅に太陽光パネルをつけて蓄電池をつけるというのは対象にはなるだろうけれど、町会会館などはそういうのが対象にならないとかいうようになると、やはりこの金額というのが来年度やってみて、また再来年度に向けていろいろ議論していけばいいのかなと思うんですけども、そういう支援の拡充とか拡大とか、それは区としてはどういうふう考えているんですか。

副委員長 区民課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

櫻井洋二 区民課長 今回は例えば周りの区とかの状況なども調べさせていただいて、台東区ももう少し拡大していこうということでしたものでございます。今後も例えば物価がさらに高騰していくとか、そういったことがあれば検討していくという考えです。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 近隣区の状況とか、もちろんその財政的な差があったとしても、やはり町会会館ってまちの人のよりどころというかな、寄り合いどころにしていたり、あとは何かイベントをやるときにはそこを活用して、かつ災害があったときにはここにおいでよ、そうすれば一定の支援もできますよというふうに、ところも位置づけをしている町会などもあるので、耐震化とか省エネ化、太陽光パネルの再エネ化とかも含めてですけれども、そういう複合的な支援というのがやはり必要なのかなと思いますので、既存建物の購入とかってなったら2,000万じゃ到底足りる金額じゃないでしょうし、じゃあ町会、すごく潤沢なお金があるのかっていったら、意外となかなか厳しいというところも話は伺っていますので、ぜひいい建物が、その町並み形成と一緒に、そこが町会のよりどころ、中心になるんだよというも含めた支援というのができればいいなというふうに思いますので、ぜひ工夫もしていただきたいと思いますし、予算額まで到達したらそれでおしまいではなくて、途中で補正も組んでいただきたいなというふうに要望をしておきます。以上です。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 まず、町会会館等の助成の拡充、これはいい取組だなと思いますので、ぜひ充実していただきたいなと思います。

続きまして、回覧板ですね。これは先ほど高橋委員からも話がありました、答弁もありましたが、じゃあ回覧板という仕組みが果たして有効活用されているのかどうかというところですね。これが町会によって全然違うんですよ。実は私の母が住んでいたところは、ほぼ全ての戸建てが多い町会だったので全部回っていました、ご高齢のお家も、ある意味生存確認じゃないですけど、安否確認みたいな意味合いも含めて回っています。

どことは言いませんが、別の同じ地域ですが近隣の町会ですね、町会に加入をしても、マンション世帯とかだと回覧板は当然回らないとか、あるいは回覧板自体の回覧の数が非常に少ないとかいうことで、恐らくですけど、昭和時代はどこのご家庭でも必ず定期的に回覧板があり、区からのお知らせだけでなく町会とか地域とか、あるいは商店街とかの情報まで回覧板で回っていて、誰が読んだかというのもチェックするような仕組みまであったんですよ。今これだけ戸建てが少なくなり、あるいはマンションによっては共同の掲示板みたいなところにきれいに掲示していただいているマンションもあれば、そうじゃないところもある。エントランス等が非常にデザイン重視になっていて、もう貼る場所自体がない、あるいは置く場所自体もないというようなところもある中で、この回覧板、どういうふうにこれからしていくんですか、区としては。

副委員長 区民課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

櫻井洋二 区民課長 委員おっしゃるとおり、やはりその回覧、先ほどもそうなんですけれども、やはり周知が行き届かないというのは課題に思っております。その補完する意味で、新しい技術を導入していこうというので今、アドバイザー派遣とかをしているところでございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 例えば今、区のホームページ見ても、区からのお知らせというのがありますよね。それ以外に広報たいとうというのがありますよね。それと、ちょっと掘っていくと、町会回覧のチラシ・ポスターの電子データを配信していますということで、その町会で配布されるチラシとか、掲示板に貼っているポスターが電子データで見られるページもある。私、結構ここはよく見ている、地域のイベントとかはここから発見していったりするんですが、非常にいい取組をしていますが、じゃあその回覧板のような、いわゆるプッシュ型の周知に比べて、自ら見に行かなかったらデータが入らないというこの電子データ、そこでは大分意味合いが違おうと思うんですが、その辺りはどういうチェンジをしていくんですか、チェンジというか、展開を。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 ホームページには今どういうものが回覧されているというのが電子データで全て見えるようになってございまして、ここについては今後も同様に掲載していくと。あわせて、それぞれのそこに載っている1案件、1案件というのは、多分それぞれの所管でもホームページ上に載せていると思いますので、そこだけのページだけではなくて、そういう所管に関係するページとかでも同じ情報が見られるという状況になっていますので、今後も引き続き、同様な形で考えております。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

ちなみに、このアクセスの数とかってカウントしているんですけど。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 カウントしてございます。

青柳雅之 委員 どんな感じ。

櫻井洋二 区民課長 月当たり平均ですけれども、350アクセス程度でございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 まず、いろんな電子回覧板とかいろいろありますけれども、既存の仕組みをもう少し整えたほうがいいですね。この電子回覧板の、違うな、町会回覧チラシ、ポスターの電子データ配信しているページは、区のお知らせの何十件もある中の一つの項目からのリンクを行くと見られるようになっていて、なかなか一般の人っていったら変かな、区のホームページをしょっちゅうハードユーザー以外はなかなかたどり着けないので、恐らくこの350という数字ですが、例えばですけれども、この回覧板の中でも全部目を通さなくても電子データ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で見たいという人もいますので、そこにはQRコードをつけたりとか、あとは今、LINEのお知らせとかもあるじゃないですか。個別の案件ごとにお知らせしていますが、配布物があるたびにこういうのご案内いただくと、やはり区が一推ししている情報というんですか、地域の人たちに知ってもらいたい情報というのが結構ここに集約されていたりとかもするので、この活用は考えていただきたいと思います。

私、回覧板自体の存在を否定するわけじゃないですし、特にこの回覧板に挟まっている内容というのは、今一番、区側あるいは季節なども含めて、皆さんに知ってもらいたい情報というのは集約されていると思いますので、これをやはり何とかお伝えをする方法を回覧板以外にも考えていただきたいなと思います。

その上で、今回の丁合作業を委託するというので、これは私も今まで知らなかったんですが、各町会へ最終的にお届けしているのは区民事務所の皆さんが手配りというか、やっているということなんですね。その間に丁合作業をしていただく業者さんを入れて、もう丁合作業を終わったものがやはり区民事務所の方たちが運ぶということですので、その手間暇はいろいろ変わってきますが、区民事務所と町会との一つの連携というのは今までどおり残るとい部分もありますので、いろんな作業は簡素化していく上で、いい仕組みをこれからもつくっていただきたいということを要望しておきます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

副委員長 石塚委員。

石塚猛 委員 いいですか。町会が今、衰退をしているというのは否めない事実なんですね。それは歴史があると思うんですよね。マンションができ、町会長中心に役員も必死に今、町会費やなども進めたり、あるいはお祭りを関係したりして、私も町会員の今顧問なんですけれど、一通りやってきましたけれども、回覧物をいろいろ工夫するというのは区民課長さんのそのとおりだと思うんだよ。将来もそうやって簡素化したり、いろんな意味合いがあったのね。

しかし、回覧物を回すというだけで、これ町会のことを、例えば町会長など毎日ずっと一軒一軒歩くわけにはいかないんだけど、ああいうものである程度キャッチできるんだよね。例えば町会長を中心に、町会長にまちの話が行かなかつたら、町会の機能などないんだからさ、いつも町会長さんは人徳もあり、素封家であり、自分で金も出したりするんだけど、やはりまちを治めているという自負心があるわけですよ。だからやはり長い人では長い。短い人でも4年、あるいは6年をやって、まちを治めているという自負心を持っていますよね。やはり町会長というのはそのまちを守っているんだ、私を中心なんだ、役員などでも、役員会のおときは顔出しますよ、私も。ほとんど意見言いませんけれど、なるほどな、だんだん人事も変わってきたな、青年部が育ってきたな、全部分かってくるよね。だけれど、それでも人間関係というのは続くわけですよ。町会というのは理屈抜き。

だから、回覧板、改善するのもいいし、進歩的になるのもいいし、私みたいな紙しか見ない人間、デジタル化というのはもう時代の流れなんだから、そういう流れにいくのはいいんだけど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れども、回覧板組織が必要ないということになると、町会運営に問題が出てくるのかなと思う。

だから、私が期待しているのは、そういうことも、第二次世界大戦で打ち破られて、向こう三軒両隣の日本固有の考え方というのが崩されてきたんだけど、しかし、そうはいつだって町会組織が残る以上、日本の行政、あるいは力というのは捨てたもんじゃないなと思うんで、ぜひ区民課長さんには台東区全体を見ながら回覧板組織を一つ取っても町会運営ができるだけ維持され、あるいはまた若返ったり改善されて、少しでもレベルアップできるような考え方を注入していただければありがたいなと。要望で終わります。

委員長 ほかはいいいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東複合施設空調設備等改修工事について及び台東区協働指針の見直しについて、区民課長、報告願います。

区民課長。

櫻井洋二 区民課長 それでは、台東複合施設空調設備等改修工事についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、整備目的でございます。台東複合施設は開設から20年以上が経過し、公共施設保全計画に基づく修繕周期に当たるため、施設利用者が安全で安心して利用できるよう設備更新を図るものでございます。

項番2、建物全体の概要でございます。まず、(1)から(6)については資料記載のとおりでございます。(7)の建物構成図で、網かけの部分が今回の工事範囲でございます。

2ページをご覧ください。項番3、主な工事内容でございます。今回の工事は、主に共用部、専有部とも空調設備の更新に伴い、その他工事として防犯カメラや非常放送設備等の更新、トイレ便座にヒーター機能をつけるなどの工事を行います。

項番4、工事期間(予定)及び各施設の運営でございます。(1)全体の工事期間は、令和8年7月から令和11月3月までを予定しております。

(2)の各施設運営でございます。それぞれの施設とその工事期間、工事中の対応などを表にまとめております。いずれの施設も工事の影響を最小限に抑え、通常業務を行ってまいりますが、一部影響が出る部分についてはしっかりと周知を行うなど、対応してまいります。

3ページをご覧ください。項番5、台東一丁目区民館の一部休館についてでございます。区民館は工事以外にも1階にある地区センターと子ども家庭支援センター、2階にある包括支援センターがそれぞれ工事に入る際は、区民館の一室を仮事務所として使用するため、その間も含め、2階の集会室を休館いたします。そのほか、地下1階の多目的ホール等の工事は時期をずらして工事を行ってまいります。

次に、項番6、予算額(案)でございます。工事の全体額は資料記載のとおりで、参考とし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て各所管ごとの内訳も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

最後に、項番7、今後の予定でございます。区民館集会室の予約の関係上、令和8年4月より広報たいとう等で周知を行い、第2回定例会にて工事請負契約議案提出、7月から工事実施でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、台東区協働指針の見直しについて説明いたします。資料6をご覧ください。

項番1、背景です。平成26年3月の協働指針策定後、協働の促進に係る様々な取組を行ってまいりましたが、この間、社会情勢は大きく変化し、行政課題や区民ニーズも複雑化・高度化するとともに、行政と民間企業の連携の在り方にも変化が見られています。

次に、項番2、見直しの趣旨です。複雑化・高度化する行政課題や区民ニーズに対応していくため、これまでの協働の取組を検証するとともに、より幅広い主体との効果的な連携関係の構築に向け、現指針の見直しを行うものです。また、協働事業提案制度についても併せて検討を行うため、令和8年度は休止いたします。

次に、項番3、検討体制です。学識経験者や企業関係者、区職員等から成る（仮称）台東区協働指針検討委員会及び下部組織である作業部会を設置するとともに、庁内の検討は台東区協働に関する庁内連絡会議において行ってまいります。

次に、項番4、予算額（案）については資料記載のとおりで、項番5、今後の予定については、本年第4回定例会で中間のまとめ、その後、パブリックコメントを経て令和9年第1回定例会で最終案を報告し、3月に新たな指針を発行してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、台東複合施設空調設備等改修工事について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 今回、特養台東さんの入る建物なので、居ながら工事の空調工事になるんだというふうに思っていますので、ぜひ注意していただきたいなと思っています。居ながら工事って、音の問題って結構、入居者さんとか利用者さんには大きな問題になってきますので、その音の問題のこともそうですし、今回この空調設備の更新がうまくいかないと、またちょっとずれ込んだりすると、暑いタイミングにまたエアコン壊れちゃったというようなことにならないことを祈りたいと思いますので、ぜひ予算的な措置の部分というのかな、入札不調にならないようなことをきちんとしていただきたいですし、工事自体の機器なども今、消音型というのがたくさん出ていますので、そういうのを導入ができるような支援というのもぜひしていただきたいなと思いますけれど、その辺はどうお考えなんでしょうか。

委員長 施設課長。

五條俊明 施設課長 お答えします。

エアコン工事等の工事の際に、音の問題につきましては、特養の部分につきましては部屋を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

別の部屋に移動してもらいながらやっていきますので、最小限の音で、主に空調工事ですので、一般の家庭でやっているような工事となりますので、特別大きな音は出さないような形でやっていきたいと考えております。

また、機器につきましても最新の機器を使いまして、省エネ性等配慮した機器を採用していきたいと考えているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 居ながら工事って、やはり利用者さんは一時的に1週間ぐらいを単位に部屋を移動していただいてというふうにやっていくんだと思うので、細かな調整が、実は結構現場では大変だったという記憶もありますので、ぜひその辺は上手に調整をしながら、負担感の出ない方法を、現場に負担が増えないような形を取っていただきたいなというふうに思いますし、エアコンそのものの省エネ化というのもそうですけれども、工事に携わる方の工事用品、それこそインパクトドリルだって今、消音型ってすごくいいのが出ていますので、そういうのに切替えができるぐらい予算きちんとして、静かな環境での工事を望みたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東区協働指針の見直しについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

青柳雅之 委員 見直しをかけて充実をしていくという方向性はよく分かるんですが、今回その予算で、500万余りが支出を予定されているそうなんですが、この中身はどんなものでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 中身はコンサルと委託料でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 あれ、これ見ると、検討は庁内って書いてあるよ。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 それも当然やります。ただ、指針の見直しに当たっては、コンサルも入れて、併せてやる、実施していくということでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 いろんな報告とか、計画とかの冊子になって出されていくようなものであれば分かるんですけど、指針でしょう、これ。指針をコンサルに任せて提案をしてもらうんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 コンサルといっても幅広いと思うんですけども、私どものイメージとしては、私、庁内の検討会であったり、見直しの検討会で決めたことの進めるに当たっての

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

補助ぐらいのイメージでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 それにしては普通のいろんなをつくるのと同じぐらいの予算が出ているので、何かなと思ったんです。

というのは、この協働提案事業ってずっとやっていたじゃないですか。あれはもう令和の初期ぐらいから始まっていて、最初の頃はいろんな提案があって、いい事業もいっぱいあったなと思いながら、徐々にそのエントリー数も減ってきたのかなと。あと、区の設定のテーマに関しては採択されないこともあったりとか、最近自由テーマですよ、大体ね。そういうのがあったので、どう、見直しは分かるんですけど、あの提案事業だって、1事業を200万ですよ、たしか、上限が。それでずっとやってきたんだけど、今回見直しを外部委託をするのに、それを超えるような金額が支出されるというのは、ええって思うんですけど、こういうもんなんですか、相場的に、金額は。

委員長 冊子は作るのかなということも含めて、区民課長、お願いします。

櫻井洋二 区民課長 その冊子を作るのも含めての予算額でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 これって指針ですよ。指針にそんな何十ページもの冊子になるんですか。ということなの。全然イメージが湧かないんだけど。

委員長 区民課長、前回のものもありますよね。

櫻井洋二 区民課長 はい、指針ですが、前回も同様に、20ページ、30ページのものでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

予算の絡みもあるので、ここでその金額の中身についてはあまりやるあれはないんですけども、今までこの目玉であった協働提案事業に関わる経費というのが大体200万上限でやってきたと。2事業までだったかな、多いときは3つあったかなという中で、それを優に超える金額が、この何でした、協働提案制度もお休みするんだよね、この間ね。その上で、何か計画物にここまでやるというのはどうなのかなって思って、今年も協働提案事業自体はやればいいんじゃないですか、これだけ予算があるんだったら。それは駄目なんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 今回、提案制度を休止ということでございますが、これは毎年1事業、2事業提案されるのですが、その1年間で終了してしまう事業というのが結構な割合で多くて、やはり協働でやるからには継続して長くやっていきたいという思いがございます。なかなかそのように至っていないことも含めて、今回内容についても併せて検討していくので1年間休止ということでございます。

委員長 青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

青柳雅之 委員 あれ、今まで200万上限のものって、次年度以降やる場合も同じように補助が出されるスキームだったんですか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 委託料としてそれぞれの所管で予算化しております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ということは、次年度以降も続いている事業も中にはあるんですね。ただ、続かないのが増えてきたということ。分かりました。その内容についてはあれですが、ちょっとこれはぜひ検討していただきたいと思います。

あと、委員長、ちょっと別件になるんですが、先ほどの一番最初の池波社会教育基金のときに、取崩しのご報告だったんですが、私、文言の中、発言の中で、積み増しというふう間違えてしまったので、この部分を訂正をさせていただきたいと思います。お願いします。

委員長 はい。

ほか。

区民部長。

櫻井洋二 区民課長 先ほどのコンサルタント委託の件なんですけれども、あくまで指針を策定するのは区でございます。今回改めて学識経験者ですとか、企業関係者、職員から構成する検討会も設けます。そうしたその策定作業を支援をさせるということで、コンサルタントに委託をするということでの趣旨でございますので、ご理解いただければと存じます。

委員長 青柳委員、いいですか。

青柳雅之 委員 はい。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、教育委員会の補正予算について及び令和8年度予算について、庶務課長、報告願います。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 それでは、本定例会に提案している補正予算のうち、教育委員会に係る予算についてご説明をいたします。

資料8をご覧ください。初めに、歳入でございます。歳入予算を1億2,467万8,000円減額し、補正後の額を69億9,072万4,000円といたします。課ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。課別の詳細でございます。補正の主な要因といたしまして、庶務課は、国庫支出金及び都支出金の子育てのための施設等利用給付費の減等により3,074万9,000円の減額でございます。

学務課は、国庫支出金の切れ目のない支援体制整備充実事業費で、医療的ケア児支援に対する補助金の減により346万9,000円の減額でございます。

児童保育課は、国庫支出金及び都支出金の子供のための教育・保育給付費の減等により、合

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

計で9,046万円の減額でございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。歳出予算を9億9,826万3,000円減額し、補正後の額を292億7,105万円といたします。課ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。課別の詳細でございます。主な補正要因といたしまして、庶務課は、小・中学校ICT教育の推進で学習系ネットワーク基盤サービス利用業務委託及び学習用端末借上げの契約差金による減、私立幼稚園施設型給付の実績による減等により、合計で3億4,239万8,000円の減額でございます。

5ページをご覧ください。学務課は、小・中学校補助教材費等支援の実績見込みによる減、こども園施設型給付の在籍園児数見込みによる減等により、合計で2億3,910万5,000円の減額でございます。

6ページをご覧ください。児童保育課は、医療的ケア児支援の人員配置実績による減、保育所運営の実績見込みによる減、こどもクラブ運営のこどもクラブ事業運営委託料等実績の減による減等により、合計で3億3,718万2,000円の減額でございます。

7ページをご覧ください。指導課は、指導課運営の学校・幼稚園講師の実績見込みによる減等により2,348万9,000円の減額でございます。生涯学習課は、生涯学習センター管理運営の光熱水費及び委託料の実績による減等により、合計で2,908万9,000円の減額でございます。中央図書館は、図書館管理運営及び中央図書館機能強化等改修の契約差金等により2,700万円の減額でございます。

8ページをご覧ください。繰越明許費でございます。庶務課の金曾木小学校大規模改修・増築で、想定数量以上の地中障害物撤去対応等により工期が遅延し、出来高の一部について当年度内の支払いが困難となったため、5億2,110万円の繰越明許費を設定しております。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、教育委員会に係る令和8年度予算についてご報告いたします。資料9をご覧ください。

初めに、歳入でございます。歳入予算の総額は12億7,420万2,000円で、前年度と比較して58億9,322万円の減でございます。課ごとの内訳は、資料に記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。各課の歳入予算でございます。庶務課の予算額は5億6,722万4,000円、前年度比1,902万8,000円の増額で、金曾木小学校及び駒形中学校大規模改修工事に対する学校施設環境改善交付金の増や、デジタル利活用支援員配置支援事業費の増が主な要因でございます。

3ページをご覧ください。学務課の予算額は2億8,391万4,000円、前年度比1,082万円の減額で、第1子無償化に伴うこども園保育料の減が主な要因でございます。

4ページをご覧ください。指導課の予算額は2億1,838万6,000円、前年度比1,887万3,000円の増額で、中学校における部活動指導員配置経費補助事業費の増が主な要因でございます。

5ページをご覧ください。教育支援課の予算額は3,410万2,000円、前年度比798万6,000円の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

増額で、インクルーシブ教育支援員配置補助事業費の増が主な要因でございます。

6ページをご覧ください。生涯学習課の予算額は4,403万6,000円、前年度比1,758万5,000円の増額で、生涯学習センター施設使用料の増が主な要因でございます。

7ページをご覧ください。スポーツ振興課の予算額は1億1,430万5,000円、前年度比1,167万4,000円の増額で、区市町村スポーツ推進事業費の増が主な要因でございます。

8ページをご覧ください。中央図書館の予算額は1,223万5,000円、前年度比904万2,000円の増額で、社会教育振興基金繰入金の増が主な要因でございます。

次に、9ページをご覧ください。歳出でございます。歳出予算の総額は243億5,225万6,000円で、前年度と比較して50億4,413万3,000円の減でございます。課ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次のページ以降が課別の歳出予算になります。

12ページをご覧ください。庶務課の予算額は112億567万5,000円、前年度比27億1,779万8,000円の増で、小・中学校施設保全、駒形中学校大規模改修の本体工事費及び御徒町台東中学校大規模改修の仮校舎改修費の計上等による増が主な要因でございます。

15ページをご覧ください。学務課の予算額は44億1,762万1,000円、前年度比3億7,897万8,000円の増で、小・中学校の補助教材費等支援で、新たに宿泊行事費を支援すること等による増及び給食調理委託の増が主な要因でございます。

17ページをご覧ください。指導課の予算額は8億6,011万9,000円、前年度比8,579万円の増で、石浜小学校へ特別支援学級固定級を新設することに伴う講師増員配置による指導課運営学校幼稚園講師の増及び学力向上施策、小・中学校読書活動推進の学校図書館運営業務委託日数の増が主な要因でございます。

18ページをご覧ください。教育支援課の予算額は12億125万7,000円、前年度比5億2,061万円の増で、特別支援教育支援員の配置増による増、教育支援課の機能強化等改修工事の進捗による増及び（仮称）北上野二丁目福祉施設整備による皆増が主な要因でございます。

20ページをご覧ください。生涯学習課の予算額は40億1,319万2,000円、前年度比28億9,428万4,000円の増で、生涯学習センター機能強化等改修工事の進捗による増、小島社会教育館改築による皆増が主な要因でございます。

22ページをご覧ください。スポーツ振興課の予算額は8億1,005万2,000円、前年度比1億6,147万4,000円の増で、リバーサイドスポーツセンター管理運営で屋外プールの開場期間の拡大による増、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場改築の皆増が主な要因でございます。

23ページをご覧ください。中央図書館の予算額は18億4,434万円、前年度比9億5,168万1,000円の増で、図書館情報システムのシステム更改作業による増、中央図書館機能強化等改修の工事の進捗による増が主な要因でございます。

24ページをご覧ください。債務負担行為です。旧柳北小学校跡地活用をはじめとする14事業を債務負担として設定しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和8年度予算についてのご説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

委員長 次に、台東区通学路交通安全点検プログラムの策定について、小学校知的障害特別支援学級の整備について及び小中学校補助教材等支援の拡充について（宿泊行事）、学務課長、報告願います。

学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 それでは、台東区通学路交通安全点検プログラム策定からご説明をいたします。資料は11でございます。

項番の1、概要です。通学路の安全確保は、各小学校での点検のほか、資料記載の様々な対策にこれまで取り組んでまいりました。こうした中、さらなる安全性の向上のため、通学路交通安全点検プログラムを策定し、関係機関と共に通学路を継続的に点検するものでございます。

項番の2、関係機関は記載の機関でございます。

次に、項番の3、実施概要です。実施内容については、項番4記載の別添のとおりでございますが、ここで概要をご説明いたします。

まず、(1)年間スケジュールは、5月から6月に対象の小学校で危険箇所を抽出し、教育委員会で点検箇所を決定し、7月から9月の間に関係機関で合同点検をいたします。9月から10月に対策の検討をした後に対策を実施し、対策箇所及び対策箇所一覧表を3月に公表するという流れでございます。

(2)実施グループは、小学校19校を4グループに分けまして、4年に1回、順に合同点検を実施いたします。令和12年度以降は表の順のAに戻るということでございます。

続いて、2ページをご覧ください。項番の5、システムの導入でございます。今回の合同点検に当たりまして、システムを導入いたします。特徴としまして、(1)過去の事故発生データを基にAIが分析をし、危険発生箇所を想定し、リスクの高い箇所を抽出いたします。次に、(2)のとおり、学校の要望提出から機関決定、進捗管理までシステムで一元管理をしますことで、効率的に実施が可能となります。また、(3)のとおり、同一システム上で関係機関が作業可能で、リアルタイムで情報が更新をされますので、区民の視認性の向上にもつながります。

この導入及び運用に係る経費としまして、項番6、予算額(案)の116万1,000円を計上させていただきました。

項番7、今後の予定としましては、令和8年度から点検を実施したいというふうに考えております。

続きまして、小学校知的障害特別支援学級の整備についてご説明をいたします。お手元の資料12でございます。

まず、項番の1、区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針です。令和6年3月に策定をいたしました整備方針におきまして、学級増設の検討を行う目安を対応できる児童・生徒数

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の8割程度に達した場合とし、学級整備をする校の検討に当たっては、指導スペースですとか設備や、既存の設置校の分布状況に留意をするといったしました。

項番2が現在の状況でございます。区内4校に知的障害特別支援学級が設置をされており、94人が在籍をしております。下のグラフにお示したとおり、就学する児童は年々増えておりまして、受入れ可能数の上限に達しつつあります。新たな環境整備が必要というふうに考えてございます。

また、項番の3、知的学級が設置をされている各校の状況でございますが、東泉小学校、金竜小学校はともに高学年の在籍児童数が少なく、また、卒業する生徒が少ないという状況ですが、入学児童数が増加傾向にあるということでございますが、一方、松葉、蔵前小学校は高学年に児童が在籍をしております。卒業した分だけ新たな受入れができることから、当面学級増の必要性が低いと考えております。

2ページをご覧ください。項番の4、新規整備校でございます。現状でニーズに応えられていない地域に整備をするということをお考えまして、既存校における受入れ可能な児童数、指導スペースを一定程度確保できることを総合して考慮した結果、千束小学校に新たに整備をしたいと考えております。

場所につきましては、次ページの3ページ、別紙でございます。特別支援学級につきましては、左上の図になりますが、校舎2階の図書室の部分に特別支援学級の3教室、プレースペース、職員室を整備いたします。また、これに伴って図書室やいたどり教室、準備室を移設いたします。

資料2ページの予算額及び今後の予定については記載のとおりで、工事を令和8年度に予定をしておりますが、音が出る工事につきましては夏休み期間中に実施をする予定でございます。学級の開設は令和9年の4月を予定しております。

続きまして、小中学校補助教材費等支援の拡充（宿泊行事）についてご説明いたします。資料は13でございます。

項番の1、経緯でございます。区では、今年度から区立小中学校等に通う児童・生徒が使用する補助教材等に関わる費用を支援し、教育環境の充実や保護者負担の軽減を図ってまいりました。しかし、物価が高止まりなどにより子育て世帯の負担が大きい状況が続いております。そのため、教育課程を履修するために必要な費用を広く支援する必要があると考えております。

項番の2、今後の方針として、経済的な状況にかかわらず、誰もがひとしく教育を受けられる環境整備に向けまして、義務教育の教育課程において、直接必要な費用は区で経費を負担をすりたいと考えております。

具体的には下の表のとおりでございます。従来、保護者に負担していただいていた給食費は令和5年1月から、物品及び校外学習費の日帰り分については今年度から支援をまいりました。来年度以降は、この太線に囲みました宿泊行事費を支援対象に加えてまいります。また、対象費用を義務教育の教育課程において直接必要な費用と整理をいたしましたので、表に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一番右で記載してあります教育課程外の費用につきまして、通学品や記念品に関わる費用等は支援対象外でございます。

項番の3、来年度の充実内容につきましては、先ほど申し上げた本事業の支援対象に宿泊行事に関わる費用、宿泊費、交通費、行事費等を追加いたします。また、修学旅行への支援開始に伴いまして、中学校の修学旅行の計画に当たり生徒が主体的に関わる機会を設けたいと考えております。また、宿泊行事費については、これまで就学援助や奨励事業等で支援をしておりましたので、支援内容については所要の調整を行います。

予算額及び今後の予定については、資料記載のとおりでございます。

以上、3件よろしくお願いたします。

委員長 初めに、台東区通学路交通安全点検プログラムの策定について、ご質問どれぐらいありますか。2件。じゃあ、ここをやっちゃいましょう。

高橋委員。

高橋えりか 委員 こちら、今までどこかで大きな事故があった後に点検をしたりかしていたものを、何も無い状態でもやるということなので、すごくいい作戦というか、だなと思っております。

課がまたいでしまうというか、ちょっと違う話にはなってしまうと思うんですが、せっかく第六建設さんとか関係機関の方と連携してやっていくということで、見回りとかをしようと思うんですが、街路樹に不要物が置いてあるとかいうクレームがすごく多いので、第六建設さんとあまり一緒にやっているというお話は今まで聞いていないんですが、こういった機会というか、もあるということで、見回るときについでにそういうところもチェックしていただけるようなことができればいいなと思ひまして、そこは要望させていただきます。以上です。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 こういう交通安全の通学の安全というのは、今まではこういうプログラムのなというのかな、いうので大きくまとまったという記憶はないんですけども、こういう点検プログラムみたいなのは、今まではどういうふうにされていたんですか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 従来は大きな事故が全国のどこかで起きますと、国のほうから通知が来まして、それを合図に合同点検をするというようなやり方をしておりました。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 通学路に車が突っ込んだりして、幾人かの子供が亡くなったみたいな事件があったときには、台東区と区教育委員会としてもしていたというのは理解はしました。

では、今回改めてこういうプログラムをつくって、全体的にグループ分けはされて、期間は若干のずれはあるのは理解しましたが、やっていくに当たって、今現在でも町会の方とか、通学路沿いに住まれている方とかが自主的に通学時間に見守りをして挨拶運動をされている方などが見受けられるんですけども、そういう方たちからの意見聴取というのかな、意

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

見とか伺ったりというのはどう考えているんですか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 今回のこの点検プログラムの実施に当たりましては、学校関係者を含めて意見を取り入れていくというようなことを予定しております。最終的には学校で集約をするような形になると思いますが、学校の安全が多くの方に支えられているというような認識はございますので、そういった幅広い意見を反映させていきたいというふうに考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 どこか最終的には、一番最後は教育委員会がまとめていくんでしょうけれども、各学校単位でこの場所って危険だよねというのを周知していくというのは大切なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいのと、あとは学校とその周囲に暮らしている人、また通学をしている子供たちだけじゃなくて、児童館なども比較的学校区域にあるので、児童館でもそういう危険箇所、視点は若干違うとはいえ、危険箇所をやってきたという経緯もありますので、そういう関連機関との協力とか情報提供というのもぜひ進めていただいて、地域の安全を全体的に見ていく視点が必要なのかなというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

かつ、子供の通学路の安全で考えたら、マンションとか工事が始まる時などに大型の車が止まって工事とかいうときに、ここに交通誘導員の人がいたらなというのを時々見受けられたり、また住民説明会などでそういうふうにしたというのがあるんですけども、例えばそういう一時的な、いわゆる一時的といってもちょっと数年にわたるというのもありますけれど、そういう危険を感じたときというのは、区教委としては施主さんたちに対して何か求めることとかいうのをしていく考えはあるんですか。

委員長 プログラムの範囲内ということですか、鈴木委員。

鈴木昇 委員 そうですね。交通安全という観点を見て。

委員長 もうちょっと広くという意味ですかね。

鈴木昇 委員 広くも含めて。

委員長 答えられる範囲で。

学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 マンションに限らずですけども、大規模な工事等がある場合は各学校で通学路を付け替えたりとか、そういった対応をしているようなところで、一義的には建築指導は建築の所管課のほうで行われるというふうに思うんですが、必要な連携は庁内で取ってまいりたいなというふうに考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ、子供の一時的な安全、危険を回避するというのには大事だと思いますので、お願いいたします。交通プログラムは以上ですね。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時に再開いたしますので……。

石塚委員。

石塚猛 委員 さっき私の発言で、あいつ、がんだよねって言っちゃったんですけど、撤回をさせていただきます。以上です。

委員長 午後は1時5分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時03分再開

委員長 ただいまから、区民文教委員会を再開いたします。

委員長 次に、小学校知的障害特別支援学級の整備について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 まず、こういうふうに支援学級を増やすというのは一定必要なことなのでよいかなどは思うんですけども、やはりその中で障害児の通学のことなんですけれども、その子供が学校に通う手段というのかな、公共交通を使っているのか家族の送迎があるのか、もしくは同行通学をしなければならないのかとか、その辺というのは何かデータはお持ちなんでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 特別支援教育の通学に当たっては、基本的には保護者の同行をお願いしているところがございますが、通われる学校とご自宅の位置関係によって、徒歩なのか、あるいは公共交通手段を使われるケースもあるかと思われま。

公共交通手段を使われる場合は、帯同者の分も含めまして就学奨励で交通費を補助しているという状況ございまして、また、学年が上がってきて通学に慣れて安全が担保されているという状況であれば、学校長との話合いで同行が必要なくなるケースもあるというふうに聞いております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 原則家庭でお願いをするというのは理解はしましたけれども、ただ、同行で臨時的に介護者を頼まなければいけないとか、あとは親の就労の都合でどうしても同行通学が基本となっているという子供もいるのかなと思うんですけども、そういう場合に同行してくれる介護者というのは手数的に足りているのか、現状としてどうなのかというのは把握されていますか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 例えば保護者の方は全員就労されていて同行される方がいないとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う場合には、条件によりますが、障害福祉課でのサービスが活用できるような場合がございますので、必要に応じて案内をしているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 私、台東区ではそういう事例で相談を私自身は受けたことはないんですけども、隣接区の荒川などでは同行支援をしてくれる介助者が足りなくて、保護者が年収半分になったけれども子供の通学を支えるためには必要なんだというのでそういうふうにして、何とか同行援助をしてくれる人を行政として増やしてほしいんだという切なる声も伺ってきました。もちろん所管が違うので、教育委員会だけで何とかしろと、何とかやれというのはなかなか難しいのは分かってはいますけれども、やはり子供の教育を受けられる環境を整えていくという視点でいえば、それは教育委員会にも一義的な責任があるのかなというふうに思いますので、ぜひ障害福祉課任せとはしないで全庁的にやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 学級数を増やしていくという報告になっていると思うんですが、私たちの会派の中では、やはりインクルーシブ教育を強く早急に進めていくべきだということを持って発言しているメンバーもおりますので、その点もぜひとも今後も研究を続けていただきたい、検討を続けていただきたいと思います。

その上で、私は金竜小学校のPTA会長をやっているんですが、当時から、かたばみ学級というんですけど、障害の持つ親御さんとのいろんな交流というか連携を取ろうという考えがございまして、たしかPTAのときは副会長にその支援学級の保護者さん加わっていて、その保護者の中でも交流を深めていくと、お互いの理解を深めていくという、そんな取組をやってまいりました。

ですので、今回はこの報告の後にいろんな作業に入ると思うんですが、ぜひ保護者同士のいろんな連携も図っていただきたいというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 委員ご指摘のとおり、本件、本日ご了承いただいた後に具体的な説明ですとか作業に入っていくこととなりますが、学校においても既に既存の整備校で実施されている様々ないい取組を、区内のものを共有しながらよりよい環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

いずれにしても、学務課中心にいろんな取組とかノウハウを蓄積されていると思いますので、なるべくそれぞれの児童や生徒、あるいは保護者の皆さんのニーズに合った、ニーズとか要望に合った、そんな取組を今まで以上に進めていただければなと思います。以上です。了承です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ただいまのご報告については、ご了承願います。

委員長 次に、小中学校補助教材費等支援の拡充について（宿泊行事）、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 宿泊行事とか、保護者負担を減らしていく補助をしていくというのは、これは大切なことなので評価をいたしますが、今までも委員会や一般質問の中でも求めてきましたけれども、少しずつ進んできているということはいいことだというふうに思います。

今実際に、学年によって違うとは思ってはいるんですけども、生徒・児童が月ごとに幾らぐらい学校に納めているのかとか、あとこの補助を始めることでその負担がどのぐらい減っていくのかとかいう、そういう試算的なものは何かお持ちですか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 従来は、この資料の表にありますとおり給食、物品についても保護者負担というものが生じていたところですが、令和5年度以降、順次それがなくなっていったということで、今回宿泊行事に支援を拡大いたしますけれども、特に宿泊行事、行く学年と行かない学年もあるということと、あと保護者の積立方式が例えば修学旅行ですと一括を選ばれる方と月々を選ばれる方、保護者ごとに異なったりというところがあって一概に申し上げることは難しいんですが、ただ、支援額として幾らになるかと言われれば、宿泊行事に関しては一番安い学年で年で6,800円で、一番高いものが修学旅行になりますが、これが実績でいいますと約7万円前後という状況でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 その金額が補助されていくことで少し保護者の持ち出すお金が減っていくということはいいなというふうに思います。

ただ、それ以外にも卒業に向けて卒業のときに必要な、配られるアルバム代であったり、それこそPTAの会費だって負担だという声が上がっているぐらいの時代でありますので、どこまでが無償化がいいのかというのは、これいろいろ議論があるところだと思います。私の支持者の中でも、もういいんじゃないかという人もいれば、まだまだ、いや足んないよという人もいれば、すごくいろんな方の意見を聞くので私自身も一瞬悩んでしまうことではあるんですけども、やはり子育て世帯が子育てしやすい環境支援をしていくというのは、これ地方自治体であるんで、台東区の役割でもありますので、ぜひ進められるところは進めていただきたいなというふうに思っています。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 この取組は評価したいと思いますが、幾つか質問させてください。

ここの経緯として物価高のことが書いてあるんですが、給食費無償化のときも若干その部分でいろんな声が上がったんですが、あくまでもこれは時限的な物価高対策なんです、それと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も当面は続けていくということなんでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 給食費につきましては、支援開始当初は物価対策としてフォーカスをして制度をつくったところですが、その後恒久措置とさせていただくということで本委員会にご報告させていただいております。学用品と宿泊行事費につきましても同様でございます、当面実施していく予定でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ありがとうございます。そこが確認させていただきました。

それと、今回、今後の方針ということも含めて、線引きを明確にしました。ただ、23区の中には、制服ですね、標準服を補助するとか、あとは放課後のおやつ代を補助するとか、無償化の範囲が微妙にあるじゃないですか。そんな中で、台東区は給食費は23区で先頭に立ってやりました。他区で始めていて本区ではやらないのかみたいな声これから上がってくるときに、この線引きのまま明確にいくのかというところが一つと、あとはじゃあ直接的な費用がどこまでなのかというときに、私以前からちょっと言っていた、例えば上履きとか、あと標準服じゃなくて体操着、体操服、こういうのも学校指定とかであったりとかすると非常に割高だったりするんですね。今、量販店とかアパレルメーカーとかでいろんなものが安くなっている中で、学校指定のものが市販のものに比べて2倍、3倍、下手するともっと高くなってしまおうという声があって、その辺りの工夫というのはやはりどこかで加えていかなければいけないと思うんですよ。

理由はもちろん分かります。指定のものだったり、あと色だったり、体操服だったら何か腕にワンポイント入っていたりとかデザインをされていたりとか、それが少数ロットで販売されるのでどうしても高くなってしまおうということですが、こういった部分も根本的に何か教育委員会のほうで、単なる無償化だけじゃなくて実態に即して何か方法を考えていったほうがいいかなんていうふうに思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、今回の制度につきましては、委員おっしゃるとおり教育環境の充実でございますので、教育の部分で直接必要かどうかというところで線引きをさせていただいたところでございます。

他区の状況で例えば標準服ですとかその他のものを補助しているというところ、考え方の違いはございますが、本区におきましても対象範囲外にこの資料でしているものも、低所得者であれば就学援助等を活用して補助するというような形になっておりますので、そういった仕組みを組み合わせながら環境を充実していきたいと思っております。

最後におっしゃっていただいた上履きとか学校指定のものについてでございますが、基本的には教育上理由があるものであれば学校のほうで指定をしてというようなことで、例えば水着も華美なものではなければ指定のものではなくていいというような形でしている学校があるとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うように聞きますが、必要以上に保護者の負担を増やさないということが、これ国の方針でもあります。今年度、様々学用品等の支援をしてみて、今実績が上がってきているところがございますので、そういった中で具体的に今後どういったものが課題になるかということについては検討させていただきたいなと思います。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今まで、ともすると学校の中で保護者負担の直接お支払いになるものに関しては、教育委員会とか行政がタッチしないというか、チェックしない体制があったと思うんですが、これが無償化によっていろんな取組が、あるいは給食の食材などもそうですね、スケールメリットを生かしてという部分も出てきましたので、いろんな出費、残された費用負担に関しても、そこがちゃんと適正なのかどうかとか工夫ができるんじゃないかとか、そういうこともぜひ検討を加えていただきながら、保護者負担軽減、さらなる取組を進めていただきたいと要望しておきます。以上です。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 こちら3番の充実内容のところについてお伺いいたします。

こちら中学校修学旅行の計画に当たって、生徒が主体的に関わる機会を設けるというふうにあります。これ令和8年度から中学校3年生で実施される修学旅行、生徒さんたちが自ら計画し、選んでいくことができるというふうな認識でありますが、その認識で合っているのか、また、その場合、修学旅行の先を決定する時期はいつ頃になりますでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、主体的に関わる機会を設けるというふうにいたしましたのは、今現在の修学旅行の企画の仕方というのは、列車の手配から始まりまして、旅行プランを選定し、現地での行き先を決めるという複数の段階を経て具体化していくものでございます。最終的に決まった企画に対して生徒が事前学習で理解を深めていくというやり方をしておりますが、今回の支援をきっかけに企画の様々な段階で生徒の関わりを増やしたり、あと意見を取り入れるような場面を検討したいという内容でございます。それが教育に基づいて行われますので、一律にどういう関わり方がということをお教育委員会のほうで決めているわけではございませんが、ただ、生徒の意見を取り入れるので修学旅行に意欲的に取り組むことができるだろうということを期待しているというところでございます。したがって、委員がおっしゃった、全てを一から生徒さんが組み立てるということではなくて、各プロセスに生徒の意見をなるべく取り入れていくと、そういった趣旨でございます。

また、2点目の行き先のお話でございますけれども、先ほど申し上げました修学旅行につきましては、まず列車の手配から始まるというのが一般的なケースでございます。列車の手配につきましては東京都で共同で借り上げているという関係がありまして、入学年度の夏頃には決めているという状況でございます。

委員長 弓矢副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

弓矢潤 副委員長 私、何か認識していて、今の中で行き先だけじゃなく、いろんなところから生徒さんで考えて話し合って決定していけるという、取組が新しくなるということで、それ自体は否定するものではないというふうに考えております。また、本当に学校によって様々な取り組み方によってそういう工夫もしていけるなというふうには感じております。

ただ、選定というんですかね、選定の時期が1年生の夏頃ということで、4月に入学して夏頃と考えると、結構最初はオリエンテーションであったりいろんなことが詰め込みであると思うんですよ。まず初めましてで仲よくなったり、本音と言えるかという段階もあると思うので、その中で夏までにしっかり話し合って決めていくというのは、結構これは工夫していかないと本当のことが言えなかったりとか、何か微妙な話合いで終わってしまったたりすることも懸念されるなと思っておりますので、これはぜひ工夫をしていただきたいなと思っております。

例えば修学旅行、さあみんなで決めましょうという打ち出しの時期を大分早くするとか、ある程度行き先の候補を出すとか、イメージしやすいようにここだったらこういうふうに行けますとか、そういうメリットであったりというところをある程度はやはり示していくことが大事ではあると思いますので、これは要望させていただきます。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組について及び令和7年幼児・児童・生徒の活躍について、指導課長、報告願います。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 それでは、中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組についてご報告申し上げます。

資料14をご覧ください。項番1、背景についてです。中学校部活動について、国は生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現のため、持続可能な活動環境を整備する必要があるとし、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に親しむことのできる機会の確保や学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させることを目指しております。また、令和13年度までに原則、休日の全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされたことを踏まえ、本区では令和5年度から実施している地域クラブ活動のモデル実施を検証し、引き続き部活動改革を推進いたしたいと考えております。

続いて、項番2、区立中学校における部活動及び地域クラブの現況、令和7年11月現在についてです。(1)区立中学校における部活動です。詳細は別紙1をご参照ください。全校7校全体で部活動数87部、運動部52部、文化部35部、顧問数146人、顧問に就いている部活動が専門外の教員は54.9%、顧問に就くことを負担に感じている教員は79.0%でした。部活動指導員は、令和7年度より各校3人を目安に配置しています。その他、技術指導等に特化した外部指導員を全校合わせて82人を配置をしています。

(2)地域クラブ活動についてです。詳細は別紙2を参照ください。陸上競技6種目を実施

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しています。活動日は土曜日または日曜日と祝休日で、1回3時間程度活動しています。対象は区立中学校及び区内在住の中学校生徒です。会場は駒形中学校校庭、令和7年11月より浅草中学校に変更しております。また、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場を月1回使用しております。活動回数、延べ出席生徒数、平均出席生徒数については、表、以下のとおりでございます。

項番3、これまでの取組の成果と課題です。(1)部活動指導員の配置についてです。成果としては、部活動指導員を令和7年度より3名に増員した結果、部活動以外の業務に充てることのできる時間の増加や顧問の在校時間が減少していることなどから、負担軽減策として有効と考えております。また、国や都が求める方向性の中で、専門性のある指導等を通じて生徒の活動環境の確保につながっております。次ページをご覧ください。課題については、部活動指導員に負担を感じる教員が約8割おり、一層の負担軽減が求められること、また文化部顧問を含む8割以上の教員が部活動指導員の配置を希望しているが、人材の確保に課題があることです。

(2)、モデル実施した地域クラブについてです。成果については、地域クラブ設立により、休日の陸上競技部がクラブ活動となったことに伴い顧問の休日の指導負担がなくなったため、教員の働き方改革につながっていること、地域クラブ登録者の六、七割が文化部を含む陸上競技部以外の生徒であり、部活動以外の活動を希望する生徒がいることから、スポーツに親しむ機会になっていること、他校の友人と活動できることを参加理由としている生徒があり、交流の場所になっていることです。課題については、地域クラブ参加者数は微増しているものの、1回当たりの参加人数は10名程度と少数であること、地域クラブ参加者のアンケート結果では、自らが通う学校を実施会場としてほしいという回答が半数以上あったことです。

項番4、今後の取組についてです。(1)部活動指導員については、令和8年度より、運動部に加え文化部についても配置を可能とすること、部活動指導員の需要増に対応し、安定的に人材を確保するため、採用、人材派遣等の委託化を検討してまいります。

(2)地域クラブ活動については、令和8年度は、陸上競技を対象とした地域クラブ活動実施会場を変更します。令和9年度からは、柏葉中学校をモデル校として、休日に実施している全ての部活動を地域クラブとして活動します。

項番5、今後の予定です。令和8年4月には陸上競技クラブ実施会場の変更及び部活動指導員の文化部への運用を拡大する予定です。

続きまして、8、令和7年度の幼児・児童・生徒の活躍についてご報告いたします。

資料15をご覧ください。項番1、目的についてです。本区における学校教育の一層の充実に資するため、文化的分野及びスポーツ的分野において優秀な成績を収めた幼児・児童・生徒の努力を称賛するとともに、他の幼児・児童・生徒にも目標に向かって努力することの大切さを指導することです。

項番2、対象については、台東区立幼稚園、石浜橋場こども園、小学校、中学校に在学する幼児、児童、生徒とします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番3、対象期間については、令和7年1月1日から12月31日までとなっております。

項番4、令和7年度対象幼児・児童・生徒については、別紙をご参照ください。子供たちが努力を重ね、自分自身の力を最大限に発揮した成果が表れております。

報告は以上です。

委員長 初めに、中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組みについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 質問ではなく意見だけ。今後の取組の中で、採用とか人材派遣の委託化を検討していくというふうに書かれているんですけども、確かに区教委としてそういう部活人材確保ってなかなか大変だからこういうふうに委託化をしていくんだろうなと思うんですけども、人材派遣会社にお金を払うというのは、その人来てもらう分プラス会社に払う分で、その人に時給1,500円プラス会社払いが1,500円で3,000円ぐらい払ったりしたりするので、それであれば、例えば本当に単純にはいかないのは分かっていますけれど、先ほど出たトレーニングルームのトレーナーさんとこういう事業の人を合体して採用ができれば、時間帯は分かれるけれどもスポーツトレーニングの視点で指導ができるとか、そういう複合的な採用の仕方というのかな、課をまたぐとなかなか難しいのかもしれないんですけど、そういうこともやっていただきたいなというふうに思います。安易にそういう派遣会社に、余計なお金と言うと語弊ありますけれども、払うんだったらもっと子供たちのために、かつそのトレーナーのために、部活指導員のために予算を使っていただきたいなと思います。これは以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 顧問について質問します。ここに出ているデータを見ると、顧問の専門性なしが54.9%、さらには負担を感じているというのが79%ということで、この数字だけ見たら、もう外部指導員の皆さんに部活指導員の皆さんをもっと増やして、どんどんやらなければまずいんじゃないのというふうに思うんですね。

部活している生徒たちがこれじゃあと思ったんですが、詳しいところ見ると、顧問自身のやりがいという項目もあって、これ見ると6割がやりがいありということになっているんですね。ですので、現場の先生方はいろんな負担を感じながらも、とはいえ、やりがいを感じて今現在やっている方たちが6割いるということで、このデータだけ見ると非常に悩ましいなと思っています。

ただ、それでちょっと質問なんですけれども、あくまでも負担軽減で、最終的な顧問というか責任者は現場の先生たちを残していくのか、それとも部活動自体を完全に中学の先生たちのお仕事から切り離していくのか、その辺りは方向性としてはどちらなんですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、先ほど委員おっしゃっていただいたように、やはりやりがいもありながら負担というふうに考えている教員もいるということでございます。教員は異動等があ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りますので、そういったところで一概にそれを増やすことで負担軽減だけではなくて本当にやりたいという教員も異動によって入ってくることも考えられます。ですので、そういった状況を鑑みながら配置のほうは検討していきながら進めなければいけないというふうに思っております。

委員長 質問答えましたかね。

青柳委員。

青柳雅之 委員 私がちょっと確認したかったのは、この部活動指導員の取組によって完全に先生たちを部活動から関わりをもうなくしてしまう方向なのか、それとも負担の重い部分を外部委託というか指導員の先生たちにフォローしていただいて、部活動自体に関わっていく部分は残していくのか、それはどちらの方向性なのかなというところなんです。

委員長 理解できましたかね。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 今やはりそういったところでは、行いたいという教員に対しては兼業兼職を行っていただきながら、残しつつですね、行うことがこの中でやはり専門性がなかったり、また負担というふうに考えている教員については、部活動指導員を配置することでそういった負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 ごめんなさい、私も理解ができなかったんですけども、それはあまり積極的じゃない先生に関しては顧問ではなくなって、部活動指導員が何か責任者みたいになるということですか。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 実際に部活動指導員については、本当にこれまで顧問が行ってきていただいたような引率ですとか指導とか、そういったところまでできる立場でありますので、そういうやはり部活動指導に当たるのが負担だというふうに感じている人たちは部活動指導員によって入っていただくことで負担軽減を図っていくということになります。

委員長 青柳委員、いいでしょうか。

青柳雅之 委員 ちょっと後でもう少し説明聞きたいと思いますが、この私、大きな流れとしてはいいと思いますし、あと、ただその一方で人材確保という課題が残っているので、そこをどう折り合いつけていくのかというのは重要な部分だと思います。ただ、もちろん人材確保についても、放課後の数時間の指導のために専門職というわけにもいかないでしょうし、今現在、地域の若干お仕事に余裕のある時間に毎週のように、あるいは週末指導して下さっているというパターンが多いのかと思いますが、そこも含めてやはり……。じゃあ質問、今まで3人だったんですけど、この人数は増やしていく方向なんですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 今現時点で、やはり先ほども言っている確保ということがなかなか難しい部分が、各学校と合致するというのが難しいところがありまして、やはりそういった指

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

導、子供たちに関わる指導と、やはりそういう生活指導といいますか、部活動以外のところも含めたやはり指導に当たれる人材というところを見つけていくというのはなかなか難しい部分であるので、そういったところも含めて、やはり課題として上げさせていただいたようなことも検討の一つとして考えていきたいということを思っております。

委員長 できれば質問に簡潔に答えていただきたいのと、3人だったけれど増やすのかそうじゃないのかという、そもそも今3人いないよという意味ですかね。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 全校にきちんと配置というのはなかなか難しい部分が正直ありまして、そこについては極力学校も含めて、また指導課も含めて、そういう人材の確保ということではやっているんですけども、全てが全部そのとおりになっているというわけではないということでございます。

委員長 青柳委員、すみません、3人、予算を増やしていくのかを聞きたいのか、それとも確保できるのかを聞きたいのかとかも含めて、すみません。

青柳委員。

青柳雅之 委員 今のところ、たしか初年度だったかは確保1人から始まって、7年度、去年からですか、3年を上限にして増員しましたよね。ですので、私聞きたいのは、学校によっては4名、5名、ほかの部活も指導員見つかりましたということで増やしていけるのかどうかということなんですか。

委員長 どちらかという教育委員会の予算的にいけるのかとか、多分そのバランスとかルールとかということですかね。

青柳雅之 委員 ですかね。

委員長 多分人は見つかったと今の前提条件なので。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 実際に3人分の配置ということで各校にはお願いをしているところですが、学校によってそれ以上に見つかったということは今伺ってはおりません。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 伺ってはいないんですけど、それは3人マックスいっちゃったら、それ以上増やそうというのはないので、だから今後の取組の中で3名以上に増やせる需要増、増やしていくのかどうかですね、そこ……

委員長 増やしてほしいということですよ、青柳委員としてはね。

青柳雅之 委員 増やしてほしいと要望にしておきましょう。

委員長 いいですかね。

青柳雅之 委員 はい。

委員長 教育委員会事務局次長。

佐々木洋人 教育委員会事務局次長 部活動指導員につきましては、ちょっと今回の減額補

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

正にもありましたとおり、7年度3名分ということだったんですけど、実際指導課長言ったような課題があって、なかなか配置し切れないというところがありました。その中で、来年度以降、ちょっと工夫の一つとして、文化部のほうにも適用を広げていこうといったような考えをお示したところでございます。

せっかくいただいたご予算ですので、有効活用という点でも、今委員提案いただいたところはまた運用の中でちょっと検討はしていきたいと思えます。

あと、もう1点なんですけれど、先生がまるっきり部活の運営から離れてしまうんではないかというちょっとお話が議論あったと思うんですけど、今回ちょっとそこまで明確にまだお示ししているところではなくて、まずは令和9年度にモデル校に今回柏葉中学校をご提案させていただきましたけれど、その休日の部活動をまずモデル的に地域展開というようなところでお示しをしておりますので、今後またそれをどう他校に、またほかの曜日をどうするかというのは今後の検討の課題かなというふうに認識をしているところでございます。

委員長 青柳委員、いいですか。

青柳雅之 委員 じゃあ、せっかく次長が答えていただいたんで、一言言わないと思えます。すみません、整理していただいてありがとうございます。それと、前回だったかな、人数が減ることで例えば団体競技とかの部活がチームが組めなくなるとかという問題があったんですけど、これもこうした地域クラブ活動とかでやると人数が集まったりとかということもあるのかなというふうに思えますので、台東区ならではのいろんな特性を生かして、これからも進めていただきたいと思えます。

特に体力であったりとか、あとはスポーツする場所が少なかったりとか、そういう課題がありますので、よろしく願います。要望にしておきます。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、令和7年度幼児・児童・生徒の活躍について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画について、新しい時代の学校創り中間報告について及びSTEAM教育に関する取組みについて、教育改革担当課長、報告願います。

教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 それでは、教育委員会の9、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画につきまして、事前資料1をご覧ください。

項番1、策定経過です。令和7年第4回区民文教委員会におきまして中間のまとめを報告し、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その後、庁内にて策定検討会を実施いたしました。

次に、項番2、パブリックコメント実施結果です。別添1をご覧ください。中間のまとめを公表後、区の公式ホームページの意見提出フォームを通じまして13人の方から36件のご意見を頂戴いたしました。内容につきましては、重点事業に関するご意見が多い傾向にございました。内容について、項目ごと、また重点事業、また複数意見を中心に報告をいたします。

4ページ、項番の2、いじめ問題に関しまして、いじめの解消率の定義を知りたい、区の独自調査でよいのか疑問といったご意見でした。次に、項番3から項番5、また記載箇所飛びますが、項番13及び14につきましては、小・中学校の自然体験活動など、主に自然や文化の体験に関連した取組に対するご意見でした。

次に、6ページ、項番7と8につきましては、新しい時代の学校創りとして進めているT A I T Oフューチャースクールの取組に対するご意見でした。項番9から12までは、運動習慣の確立と体力向上の推進について、体力テストの結果や向上策、水泳指導に関するご意見でした。項番15から17までは、給食の充実と食育の推進に関するご意見でした。

9ページ、項番18につきましては、こころざし教育の推進について、その意義や取組に対するご意見でした。項番19及び20につきましては、特別支援教育の推進について、現状や制度に関するご意見でした。

10ページ、項番21から23につきましては、不登校対策の推進に関して、学びの保障や相談機関の提示に関するご意見でした。

11ページ、項番25から27につきましては、教員の働き方改革の推進に関しまして、教員の時間外勤務や外部人材の活用などに関するご意見でした。

最後に、12ページ、項番30から32につきましては、時代の変化に対応したI C T教育環境の充実の取組に関するご意見でした。

ただいまご紹介いたしました意見につきましては、その他の意見と併せまして区の考え方をそれぞれ右の欄にお示しいたしました。後ほどご覧いただきたく存じます。

なお、パブリックコメントによる中間のまとめからの修正につきましてはございません。

恐れ入ります、事前資料1の1ページにお戻りください。項番3、中間のまとめからの主な変更点です。項番5にありますとおり、各施策の方向に関する指標の現況、こちらを更新し、目標を追加いたしました。現況につきましては、第4回定例会で報告されたいじめや不登校の現況を更新いたしました。また、目標につきましては、アクションプランは増加といった、原則文言での設定といたしました。一部、長期総合計画等関連計画の表記と合わせまして、数値目標としたものもございます。以降、16の各施策の方向についての指標も同様の記載となります。項番7の各事業の取組につきましては、現況と目標を追加するとともに、こども家庭部の新設による組織改正を反映しております。また、項番8では、S T E A M教育を新規事業として追加、項番9、グローバル教育の推進では、区議会からいただいたご意見を踏まえ、自国以

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

外の文化を理解・尊重する態度の育成について追記いたしました。項番14では、パブリックコメント実施結果、委員名簿、策定経過を追加いたしました。

次のページをご覧ください。項番4、計画の最終案につきましては、別添2のとおりとなります。後ほどご覧ください。

最後に、項番5、今後の予定です。3月下旬に計画を発行予定です。広報たいとうや区の公式ホームページなどへの掲載により周知を図ってまいります。

説明は以上です。

続きまして、教育委員会の10、新しい時代の学校創り中間報告についてご報告いたします。

資料16をご覧ください。本件につきましては、令和7年5月23日の区民文教委員会にて、1年時の取組状況、こちらを報告させていただきました。今年度、4回の検討委員会での協議を経まして中間報告を作成いたしましたので、ご報告するものでございます。

項番1、事業目的は、資料にお示ししたとおりです。

項番2、検討の経緯です。検討委員会におきまして、これからの時代を見据えた学校教育と教育環境について検討するとともに、上野小学校と駒形中学校を研究モデル校に指定して実践研究を行っております。検討期間は令和8年度までの3年間としております。

2ページ以降の新しい時代の学校創り中間報告(案)をご覧ください。

4ページにあります項番の2の検討の経緯、(2)、の先進校の実践状況、6ページ、(3)台東区の現状、10ページ、項番4、モデル校の実践、11ページ、項番5、今後の検討課題の各項目につきましては、教職員の資質・能力の向上、情報活用能力育成カリキュラム、学校DX化の推進、教育環境の整備、生成AIの利活用、この5つの視点で今回はまとめております。

10ページ、項番の3、モデル校の実践をご覧ください。教職員の資質・能力の向上につきましては、導入しました汎用クラウドサービスを効果的に活用して校務の効率化、情報共有、校内研修の充実などを推進し、学習活動の充実と指導力の向上を図っております。情報活用能力育成カリキュラムにつきましては、各教科等における学習活動におきまして情報活用能力の育成に資する場面を整理し、カリキュラム案の作成を進めております。あわせて、操作技能についても段階的に習熟できるよう、教科横断的に目標設定し、ICTの活用を推進しております。学校DX化の推進につきましては、導入した汎用クラウドサービスを活用して情報化を推進し、教職員の意識改革が着実に進んでおります。共同編集機能やチャット機能を積極的に活用して、授業改善や校務改善に取り組んでいる様子が見られております。教育環境の整備につきましては、オープンスペースや既存のランドセルロッカーなどの什器を効果的に配置したり、児童机の基本配置を変更したりして学習空間に柔軟性を持たせ、学習効果を高めているところです。生成AIの利活用につきましては、職員会議の議事録の作成や校内研修の報告書の作成、国や都の報告書などの要約に生成AIを積極的に活用し、業務の効率化を図り、時間的なゆとりを生み出すことができっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

11ページ、項番の5、今後の検討課題をご覧ください。教職員の資質・能力の向上につきましては、管理職をはじめとする教職員の意識改革を一層進める研修の充実、校内体制の構築を進めるとともに、モデル校の実践における成果を区内学校が活用しやすい形で展開することが課題と考えます。情報活用能力育成カリキュラムにつきましては、台東区における義務教育9年間を見通した情報活用能力の育成カリキュラムを作成いたしまして、発達段階に応じて系統的に情報活用能力を育成できるようにすることが課題です。学校DX化の推進につきましては、モデル校で進めている汎用クラウドサービスを活用した学校DX化に係る情報を各校に展開いたしますとともに、今後の校務系端末と学習系端末の1台化に向けた方策について検討することが課題となります。教育環境の整備につきましては、地域施設や地域人材等の活用におけるデジタル活用による発展・充実の可能性について検討すること、また既存の教育施設をより柔軟に活用するための方策等について整理、提案することが課題と考えます。最後に、生成AIの利活用につきましては、校務における生成AIの利活用をさらに推進するとともに、児童・生徒の生成AIの利活用の可能性について調査、検討を進めていくことが課題です。

1ページにお戻りください。項番3、予算額(案)です。予算はお示ししたとおりです。汎用クラウドサービスの管理のための委託料と検証用端末購入のための消耗品費が主な用途であります。

項番の4、今後の予定です。令和8年3月には中間報告をホームページにて公表いたします。検討期間の最終年度である令和8年度には、最終報告に向けて研究モデル校の実践研究を進めますとともに、検討委員会において国や都の動向を踏まえながら検討を一層進めてまいります。説明は以上です。

続きまして、教育委員会の11、STEAM教育に関する取組みについてご説明いたします。

資料17をご覧ください。STEAM教育の定義につきましては、文部科学省ではサイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、マセマティクスの頭文字を取ったSTEMに加えまして、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理などを含めた広い範囲でAをアートとし、これら5つの分野を統合的に学び、実社会の課題発見・解決につなげるための教科横断的な教育について、90年代からアメリカを中心に発展してきたものです。日本におきましても、現行の学習指導要領の改訂の議論におきまして、総合的な学習の時間と同様、教科横断的に探求の学びを進めるSTEAM教育が注目され、プログラミング教育の必修化やGIGAスクール構想による1人1台端末の整備と併せて実践が進められているところです。

本区におきまして、上野の文化ゾーンに始まる文化施設だけでなく、区内に歴史や伝統、芸術といった豊富な教育資源は、誇るべき財産と言えます。また、ライオン株式会社や東京ヤクルト販売株式会社など、近年様々な企業との包括連携も進んでおり、これらの関係を生かした台東区らしい教育をより一層進め、子供たちにこれからの時代を生き抜くための力を育むことができないかと考えました。

項番1、事業目的についてです。台東区立学校におきまして、教科等横断的にSTEAM教

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

育を推進し、児童・生徒が持続可能な社会のづくり手となるための資質・能力を育成することといたしました。

項番の2、実施内容についてです。令和8年度には、団体などが主催する体験型イベントにおきましてアンケート調査を実施するなど、現況把握や先進地区の取組について研究いたします。また、令和9年度には新学習指導要領の方向性と学校の現状及び学びのキャンパスプランニングなど既存の事業における取組状況を踏まえ、令和10年度以降の推進の方策について検討いたしてまいります。

項番3、予算はお示ししたとおりです。調査の委託費と視察費が主な用途です。

最後に、項番の4、今後の予定です。4月以降、暫時調査研究を進めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上です。

委員長 初めに、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 アクションプラン、3つかな、お伺いしたいところあるんですけども、パブリックコメントがたくさん寄せられた、久しぶりにこんなに寄せられたものなので、一定関心が高いものなんだなというふうに思って読ませていただきました。

寄せていただいた意見の中で幾つかお伺いをしたいんですけども、教員の長時間勤務、長時間労働について書かれていることがありました。私、議会の中でも、長時間勤務のことはずっと指摘してきたところではありますけれども、この間、学校での教職員の短縮化ということで、具体的にじゃあ今までどういうものに取り組んできたのか、実際にどういうものが短縮してきたのか、また今後子供たちともっと接する時間をつくるためにこういうところを短縮すべきと考えているというような、短縮についてどういうふうに進めてきたのか教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

まず、昨年の6月の区民文教委員会でも報告をさせていただきました。特に令和7年度の新規事業によって、特に小・中学校の教員の時間外在校等時間の縮減に効果を発揮しております。今後も各種事業を継続、推進していくことが必要だと考えております。今後も引き続き、教育委員会と学校がこれまでの協議内容や新たな課題を踏まえ、働き方改革に向けた施策を継続的に検討、協議していきたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 時間外労働が減ったんだというのは一つ分かりました。

でも、じゃあ時間外労働が減っていることで子供たちとの接する時間が具体的に増えるのかといたら、なかなかそこまでいっていないんだらうなと思うんです。というのも、やはりパブコメの中にもありましたけれど、何々を減らすという対策が一つもないことに失望したというふうにあるところから考えても、やはりもう一、二歩踏み込んで対策をせねばならぬなとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うふうにそこは申しておきます。

やはり今、教員不足のことは、一つは長時間労働をしないとどうしても教育課程が進まないことでの負担感があるから教員になりたがらないというのも一つあるんだと思います。もちろん人的な要因というのはあるんでしょうけれども、やはりそのところに教員になりやすい環境というのを整えていくのは、これ区教委でも、都教委も含めてやっていくことだと思いますので、ぜひあと二、三步踏み込んだ対策を取っていただきたいなと思います。

それと、同じくパブコメの12ページの谷中小学校のことが書いてありました。小学校の運動会に参加しました。スピーカーが割れていたり音が出なくなったり、子供ががっかりしていましたということなんですけれども、これ区教委としてこの状況を知ったのはいつぐらいで、じゃあ今年度中っていつまでに直すことになっているのか、その辺ちょっと教えてください。

委員長 教育施設担当課長。

中島伸也 教育施設担当課長 お答えいたします。

運動会開催の翌週に連絡いただきまして、その後、不具合箇所の調査を実施いたしました。機器製造業者に確認したところ、不具合箇所の部品等が入手できず、修理不可能となったため、機器を更新することにいたしました。そのため、機器更新し終わったのが2月14日となっております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 2月に改修が終わったのは分かりましたけれど、発覚してから何か月間かかって改修が終わったんですか。

委員長 教育施設担当課長。

中島伸也 教育施設担当課長 当初は部品の不具合箇所のまず選定からちょっとお時間かかりまして、その後、物が10年以上経過しているものですので、もう更新しなければならないというふうに方向性を切りましてすぐ発注させていただいたんですが、受注生産品ということで納期がちょっとかかるようになってしまっておりました。運営上といたしましては、ボリュームを最大に上げない限りはスピーカーの音が割れないだとかいう症状が出ておりましたので、一般の使い方でも運営していただいた状況で半年以上ちょっと延ばしていただいて、機器製造し終わったときに更新したという状況でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 半年ぐらいかかっているということですよ。確かに今課長がおっしゃるように、受注生産だから半年ぐらいかかったというふうに今理解をしたんですけれども、やはり子供の教育設備の部分で半年間、若干音が小さくなれば音が割れないとかいうのであれば使えなくはないというのは分からなくはないんですけれども、本当にそれが教育施設の設備として適正だったのか、また半年間もかかったことがやむを得ないことなのかというのは、これはよく考えていただきたいと思うんですね。

防災設備ではないと思うので、いわゆる授業とかに使うだけのものなので、じゃあちょびっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と音を落とせば、もしくは別の代替のスピーカーを使えばというふうになったんだろうなと思うんですけど、これもう少しスピーディーにやっていただきたいなと思います。やはり子供たちが使う教育に必要なものというのであれば、10年たつんだら次の更新はもうないものだということを前提に、今からいろんなものを手配するとかいうふうに考えていただきたいと思います。そうしないと、やはり安全安心な設備の充実という施策の方向性に踏み込めない状況というのが出てしまうんじゃないのかなというふうに私危惧するので、ぜひその点は工夫をしていただきたいと。工夫というよりも、調査も含めて今後のことを考えていただきたいというふうに思います。

それと、3つ目で13ページの30番で、ICT教育には疑問点も多い、デメリットにも目を向けた教育を求めたいというコメントに対して、区教委としてICT教育の推進に当たってはデメリットの弊害についても理解した上でというふうにあるんですけども、ICT教育推進のデメリットとはどういうものなのか、ちょっと教えてください。

委員長 教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 教育委員会といたしましては、デメリットについては、まず子供たちにとっての面でいきますと、情報過多によります授業中の集中力の低下であったり、1人1台端末の使用過多による健康面への懸念といったことが考えられます。

教員にとっては、端末の管理でありますとか情報教育の指導に対する負担感の増加などが一般的には考えられますが、このコメントお寄せいただいた方のデメリットと一致しているかというところまでは確認はできておりませんが、そう考えます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 そうですね、提案いただいた方が思いとどういふふうになっているかは、ディスカッションしたわけではないのだと思いますけれども、やはりICT教育って一定必要だというふうに私も議会の中では話はしてきましたけれども、一回どこかで立ち止まって、もしくは振り返って、ICT教育、機器を使った教育というものがどういうメリットがあったのか、先ほど答弁があったようなデメリットがあるのか、弊害がどうなのかというのを立ち止まるところではきちんと立ち止まっていたいただきたいなというふうに思うんです。

先ほど図書館の陳情の中で青柳委員からも、本もやはり実際に触って読んでほしい、だから充実してほしいんだというお話もありましたけれども、やはり教育の基本って読むということと書くということ、やはり計算するという、その3つの部分で、実際に手に取って重い、軽い、匂いとかいろいろなもんを感じて教育を進めていただきたいなと思いますので、あくまでもICT機器は補助教材だという位置づけを今はしっかり持っていたいただきたいなと思います。

ぜひそういう視点でデメリット感、もちろんスケールメリットもあるのは分かります。我が家の子供を見ても、そういう使い方するんだというのを見ると、広がり、広がりとしては見られるなど。ただ、実際に調べるといふ力はなくなるなというのが実感として感じているところもあるので、ぜひいい使い方になるように、デメリットをしっかりと真ん中に据えていただき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいと思います。以上です。

委員長 補助教材、教具、文具。

鈴木昇 委員 どちらかですね。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 昇さんから実態に即してそれ言われてしまうと、物すごい、説得力ありますね。

余談になりますけれども、スウェーデンではICT教育を進めた結果、タブレットをやめて紙と鉛筆、紙と鉛筆じゃないや、紙と鉛筆のアナログ教育に戻るということで、世界ではそういうのも始まっているということなので、そこもきっとアンテナ張っている教育委員会の皆さんはこういったニュースもチェックしているのかなというふうに思います。

私のほうからは、資料のほうの中間のまとめからの主な変更点の9番ですね、先ほど説明の中で区議会からの意見をこうして反映をしたということで、これはグローバル教育の部分なんですけれども、私のほうからグローバル教育イコール英語教育じゃないよねということをいろいろと申し上げたところ、こうした文言を加えていただいて、やはりグローバルな社会の形成者、多様な他者と協働などという言葉が盛り込まれたことは非常によかったなと思います。

その上で、先日の文化・観光特別委員会で報告があったんですが、マナー啓発の取組をやっているんですね、観光課で。それを外部委託しているんですが、その委託先のNPOが修学旅行生のプログラムとしてそれをやり始めたという報告がありました。実際としてはマナー啓発のいわゆるクイズ形式みたいな、パネルを出してクイズをしながら、最終的にはマナーの啓発につながるというやつなんですけど、それを地方から東京に来た修学旅行生がそれをやるんだそうですよ。そこで多少の収入を得ているというNPOなんですけど、そういった意味で、ほかの地域にしてみたら台東区というところはこうした多文化に触れる、そんな機会だというような部分も含めてなっていますので、まさに台東区に住んでいる本区の児童・生徒にとっては、日常的にそうやって多文化に触れ合う機会がありますので、その部分、ぜひとも各校で工夫してやれるような体制つくっていただければと思います。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、新しい時代の学校創り中間報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

高橋委員。

高橋えりか 委員 これは端末、既に使っていて、これから新しいものに替えたりしていくということなのかなと思うんですけど、現行の端末の年間の故障件数について教えてください。

委員長 庶務課長。

これから新しい端末に替えていくという報告ありましたっけ。

高橋えりか 委員 いや、分からないです。そういうことなのかなと思ったんですけど。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 いや、違うんじゃないかと思うんですが、まあいいや。すみません。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 故障によって修理をさせていただいた台数ということで、過去3年分ぐらいの数字でよろしいですか。

委員長 はい。

山田安宏 庶務課長 申し上げます。令和5年度が年間で1,815台です。令和6年度、昨年度が1,925台、今年度、令和7年度は、12月までですけれども192台となっております。

委員長 ちなみに、ごめんなさい、今年度が去年度で端末入れ替えていますよね。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 委員長おっしゃるとおりで、GIGAスクールの構想の1期目で導入した端末が5年間のリース期間というのを満了していくところになりました。それに伴いまして、昨年度と今年度で全台数ですね、2年に分けて入替えを進めております。

委員長 入れ替えたばかりですね。

高橋委員。

高橋えりか 委員 入れ替えたばかりなので故障が減っているという認識でよろしいでしょうか。

委員長 庶務課長。

山田安宏 庶務課長 入替えに当たりましては、やはり1期目で導入している普通の端末、一般的に使われている端末を導入をしていたところなんですけれども、やはりお子さんって我々と違う使い方をやはりします。あと、端子の穴などが空いていると鉛筆を突っ込んでみたりですとか、いろんなことをやります、落としますといういろんなことがあって、そういったもの実際現場の状況を踏まえた、そういうものに強い端末をメーカーのほうも用意するようになってきました。こちらのものなどを実際に、今回の導入に当たりましては東京都が共同調達という形で、参加を希望した自治体が集まって、そこでプレゼンテーション、事業者にしてもらって、その中から選定するという形でやりました。そこで提案された機体がそういった割と子供の使う使い方に強い機体になってきているというところはあるかと思えます。

委員長 高橋委員。

高橋えりか 委員 ありがとうございます。

今、リース期間が今回の機械もあると思います。何年か単位で交換していくことになると思うんですが、先ほどの学びのキャンパスのほうのパブリックコメントにも、やはり起動が遅いだとか故障しやすいというふうな声もあって、私の元にもそういったことが届いていますので、現状はもちろんやっていただいているとは思いますが、今後また入替えの際の選定のところでは、そういった現場の実感とか声も十分に踏まえて検討していただけるといいと思うので、そちらは要望させていただきます。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、STEAM教育に関する取組みについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、生涯学習センター機能強化等改修工事の整備内容について及び親子学習ひろばの実施について、生涯学習課長、報告願います。

生涯学習課長。

吉江司 生涯学習課長 それでは、生涯学習センター機能強化等改修工事の整備内容についてご報告いたします。

資料18をご覧ください。項番1、工事の進捗についてです。改修工事は、これまでに地下1階、5階、6階フロアの工事を終え、現在、1階から4階フロアの工事を実施しておりまして、予定どおり進捗しております。引き続き各整備を進め、リニューアルオープンに向けて機能強化を図ってまいります。

項番2、主な整備内容についてです。(1)交流スペースの整備は、1階アトリウムスペース内で、インターネットの利用や飲食しながらの学習など、社会教育関係団体やセンターを利用する方々が相互に学び合い、活用できる場を整備します。また、月1回、親子を対象としたワークショップを開催し、多様な学習機会を提供します。

(2)社会教育関係団体専用ロッカーの設置は、3階南側通路スペースにセンターを定期的に利用する社会教育関係団体が活動時に使用する物品等を保管できる無料の貸出ロッカーを設置し、団体活動の促進支援と利便性向上を図ります。

(3)スポーツコーナーの整備は、トレーニングルーム内のトレーニングマシンを更新するほか、3階エレベーターホールに、ヨガやストレッチ以外に新たに障害者も気軽に体を動かすことのできるスペースを整備します。

(4)講座受講者向け託児の一元化及び一般利用者向け託児の試行実施です。4階子ども室において、センター内で定期的実施する区主催の講座等に伴う託児を一元管理するとともに、その空き枠を利用し、一般利用者向けの託児を試行実施します。託児は、保育スタッフにより対応します。利用対象者は、生涯学習課、人権・多様性推進課等が主催する講座の受講者等、中央図書館、学習室、トレーニングルームの利用者としまして、対象児童は生後6か月から小学校就学前までの児童、実施日は週4日程度とし、定員は最大で12人といたします。申込方法、申込イメージは、下の下表の記載のとおりです。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。(5)貸室の利便性向上は、多様な学習形態に対応できるよう、各貸室の備品を新調するほか、利用者の新たな発表の場として可動式ステージ、スポットライトを設置した貸室を整備します。また、可動式電子黒板の導入をはじめ、安定的にオンライン配信等を行えるよう有線LANの設置などを行い、ICTを活用した学習の推進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を図ります。

項番3、予算額（案）は、令和8年度当初予算として44億6,508万5,000円を計上しております。

項番4、今後の予定は、本年11月中旬のリニューアルオープンに向け、記載のスケジュールで進めてまいります。

ご説明は以上でございます。

続きまして、親子学習ひろばの実施についてご報告いたします。

資料19をご覧ください。項番1、目的です。生涯学習センター1階に新設する交流スペースを活用しまして、親子を対象にしたワークショップを開催し、多様な学習機会を提供します。親子が気軽に参加でき、日頃経験できない新たな体験や学びの機会を通じて親子や受講者間の交流促進を図ることで、継続的な生涯学習の循環につなげてまいります。

項番2、実施内容です。（1）、親子向けのワークショップを開催し、デジタル技術やAI体験をはじめ、アート、SDGs、防災などをテーマに、多様な創作・体験学習の機会を提供します。（2）日程は、生涯学習センターリニューアル後の令和8年12月より毎月第3日曜日の午前中に開催します。（3）対象者は、区内在住・在学の幼児から小学生とその保護者で、企画内容に応じて対象年齢を設定し、定員は各回15組、30名程度を予定しております。予約制としまして、応募多数の場合は抽せんいたします。（4）周知方法は記載のとおりです。

項番3、予算額（案）につきましては、歳入歳出額は記載のとおりです。

項番4、今後の予定は、本年7月に公募型プロポーザルを実施しまして、記載のスケジュールで実施してまいります。

ご説明は以上でございます。2件につきまして、よろしく願いいたします。

委員長 初めに、生涯学習センター機能強化等改修工事の整備内容について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

望月元美 委員 まず、交流スペースの整備についてお伺いします。令和6年の2月の区民文教の資料の図面には、交流スペースのところがL字でちょっと囲まれています。実際にどれぐらいの広さでスペースを使うのかということと、あと、利用できる人数的なものは、さっき親子の学習ひろばでも30名ということがありますから、きっとそれ以上だと思うんですが、どれぐらいのことを考えているのか教えてください。

委員長 生涯学習課長。

吉江司 生涯学習課長 交流スペースにつきましては、センター1階のこれまで正面入り口を入りまして、これまで右側にあった受付の部分と掲示板等が置いてありました正面ガラスの付近辺りのスペースに机を8台、椅子32脚を設置しまして、センターを訪れる方が自主学習等で使えるようにと考えております。そしてまた、予備にほかに椅子、机もまた予備では置いて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ありますので、さらにそれ以上の人数は対応できるものと考えております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 そうしますと、皆さんが自由に、また無料で使用できるということで、そうすると例えばやはりそこに長時間利用する方とかも出てくるのかなと思うんですが、その辺についての何か取決めとかはあるんでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

吉江司 生涯学習課長 この交流スペースの利用につきましては、利用者の方々ができるべく自由にお使いできて、気持ちよく滞在できる、休憩等も含めましての空間にしていけたらと考えております。ただ、委員ご指摘のとおり、一定程度やはり利用に関する注意事項は必要かなと考えておまして、例えば営利活動ですとか、あと宗教活動、あとは長時間の場所取りですね、今言っていた。あとはごみを持ち帰っていただくこととか、あとは臭いの強い飲食とか、あと大きな音出しとかの禁止などについては、これから席のほうに注意書きを載せながら、ちょっと注意喚起を図っていきなとと考えております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 より多くの方が気持ちよく使えるようなということは本当に大事なので、そこはしっかりとさせていただきたいということと、もう1点が、講座受講者向けの託児の一元化及びということなんですが、これはとてもいいことだと思っております。講座を受ける方以外にも中央図書館、学習室、トレーニングルームの利用者の方がもしお子さんを連れてきた場合に預けられるということだと認識しているんですけども、これ今後は、今回これは試行実施なんですけれど、今後はそれがどのようにしていくのか、展望はあるんでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

吉江司 生涯学習課長 こちらこれから試行実施ということで、今、生涯学習センターのほうで定期的に託児付講座、これまでやっていた課が3課ほどありまして、そこがここに記載のあります生涯学習課、人権・多様性推進課、あとくらしの相談課がやっておりますので、その予算を一元的に効率的に使えるようにということで、生涯学習課のほうで一度一元化させていただいて、その講座の空き枠を利用していくといった流れでございます。

それで、今後につきましては、今、実施状況を見て利用の状況等を見ながら、最初はちょっと今、必ず保育士スタッフがいていつでも預けられる状況ではないので、まず無料でやらせていただきながら、その後ちょっと有料のところの部分も検討しながら、あと運営の方法の拡大とか充実についても検討できればと考えております。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 ぜひ、やはりなかなか自分がそういう図書館とかトレーニングルーム使うときに、本当にお子さんを預ける先がないから行けないわということではなくて、できるだけ多くの方がこういう形でするのはとてもいいことなので、しっかりと進めていただきたいと要望して終わります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 3番のスポーツコーナーの整備ですね、午前中、区民課のほうから、スポーツコーナーの集約とか、あとマシンをいろいろ集約するとかいろいろ話あったんですが、ここは連携取れているんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 お答えいたします。

事前に区民課さんのほうからお話を受けておまして、こちらのほうの今改修しておまして、あそこに併せてこちらのほうも充実していきたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 例えば区民課のほうでは、数ある集約して、機械とかも多分余ったりとかやはりすると思うんですが、そういうのの機械を、所管違いですけれど、区民課のほうで要らなくなった機械をこちらに持ってきたりとか、そういうことも含めて連携しているんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 これまで学習センタートレーニングルームで使っておりました機器につきましては全てが老朽化してございますので、今回のリニューアルに向けて新しく機器は、こちらのほうの機器の中で新しくしていきたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

区民課のほうでまだ使えるやつが余っていたりとかいう場合も、こちらには来ないのかな。その辺はきちっと連携を取ってやっていただきたいと思いますので。せっかくスポーツコーナーが、所管違いだからとはいえ、先ほども徒歩15分圏内1つ残すとかいう話ありましたので、そこはぜひ連携してやっていただきたいと思います。要望しておきます。

それと、4番の、ちょっと細かい話になるんですが、利用対象者が行政側がやる講座とか、あとは図書館、学習室、トレーニングルームというふうになってはいますが、例えば民間とかいろいろんな団体がやっている講座とか、あとはミレニアムホールで何かあるイベントとか、そういうときはまだ使えないという規定になるんですか。

委員長 生涯学習課長。

吉江司 生涯学習課長 今回、今お話ありましたミレニアムホールにつきましては、各課にもいろいろ確認はしたんですけども、各課でやはり予算計上している部分がありまして、あと、ミレニアムホールの奥のほうに、入り口にお子さんと保護者の方が見れるこども室もございまして、まずそちらで今ご対応ということで。まだ現在試行実施ということなので、ミレニアムも全て受けてしまいますといろいろと対応が多分、部屋の人数要件もありますのでなかなか少し難しいのかなと思われましたので、そのところはまず3課のところの部分でやらせていただいて、その後の検討の中でちょっとどうしていくかということは考えていきたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 言いたいことはよく分かるんです。だから、親子さんを大量に動員するようなイベントだったら自分たちで託児だったりとか人員配置も含めて用意したりとかするんですが、例えばそうでもないようなものに、親子というかちっちゃい子供がいるから行けないからというような人たちも、こういう仕組みがあったら利用したいという方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思いますし、他区の事例だったかな、あそこの荒川区のゆいの森だったかな、あそこも託児やっているじゃないですか。あそこの説明聞いたときはいろんな行事オーケーだというふうに聞いていたし、何かお茶するだけでもオーケーみたいなこと言っていたんで、その辺の、何ですか、対象のものとかも、スタートの段階ではある程度絞っていく必要があると思いますが、状況を見ながらやはり枠を広げて、あれ駄目よ、これ駄目よというのは、あまり枠を設けるのはこれからの行政サービスあまりよくないと思いますので、ぜひ工夫していただきたいということを要望しておきます。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、親子学習ひろばの実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場整備に向けた基本計画について、スポーツ振興課長、報告願います。

スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 それでは、教育委員会の14、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場整備に向けた基本計画についてご説明いたします。

資料20をご覧ください。初めに項番1、概要です。台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場や隣接する屋外施設は各箇所において老朽化による劣化が進んでいることから、各施設の機能向上や利用者ニーズ、近年の気候変動やユニバーサルデザインに対応するよう、施設整備に向けた基本計画を策定しました。

項番2、基本計画の要旨です。(1)施設整備の基本的な考え方は、様々な競技種目が実施できる総合スポーツセンターとして、屋外施設に必要な既存機能を減らすことなく、陸上競技場の機能拡充を図ります。

(2)主な施設の機能拡充の内容です。アの陸上競技場では、観覧席への屋根や夜間照明塔の新設、またエレベーターや乳幼児休憩室を新設します。イの野球場・庭球場では、照明塔のLED化やフェンスのかさ上げ、人工芝の張り替えを行います。

ただいまご説明しました施設整備の考え方について、整備に向けた検討内容を別添基本計画(案)にてご説明いたします。恐れ入りますが、別添の台東リバーサイドスポーツセンター陸

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

上競技場施設整備基本計画（案）をご覧ください。資料に記載しておりますページ番号16、17ページをご覧ください。（1）トラック・フィールドです。トラックの大きさを現状の200メートルから250メートルや300メートルとする からの検討を行いました。トラックが北側や西側に広がることで庭球場や野球場、観覧席のある管理棟に大きな影響が出るようになりました。

18ページをご覧ください。（2）管理棟・駐車場の整備に当たり、条件等を整理しました。陸上競技場は第1種住居地域内に位置していることから、整備する建物は周辺住民への日照、騒音等に十分配慮する必要があります。

19ページをご覧ください。リバーサイドスポーツセンターの駐車スペースは、駐車情報などにに基づき、附置義務駐車場として現在51台のスペースを設けております。この駐車スペースは、体育館と管理棟の延べ床面積に応じて設定されるため、整備する管理棟の延べ床面積に応じ、法令にのっとりた駐車スペースを確保する必要があります。

以上のことから、施設整備に当たっては、トラックや管理棟の大きさは現在と同程度とし、機能拡充を図ってまいります。

恐れ入りますが、初めの資料にお戻りください。項番3、予算額（案）は、設計費用として5,830万円を計上し、令和9年度に債務負担行為を設定しております。

項番4、今後の予定です。令和8、9年度に設計などを行い、その後、10年度から改築工事を実施する予定です。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

望月元美 委員 これは令和元年度の一般質問で、何しろ陸上競技場の管理棟の老朽化、屋外施設の老朽化等のあれでどうにかしてほしいというところから、本当に令和3年に大規模改修基本計画が出ましたけれども、また紆余曲折あって、またやっとこの施設整備の基本計画が出たところで、よかったなとは思っております。

その中で、前回の区民文教の委員会でもお聞きしました、利用者のアンケートを今回しっかりと伺ってもらっているところで、実際にこれが設計のほうに入ったときにどれくらい反映されるのか教えてください。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 このたびの基本計画策定に当たりましたが、各競技段階から様々なご意見をいただいております。その中で、できること、できないことといったものはございましたが、まずこちらの基本計画に沿った形で設計事業者が来年度決まり次第、改めて関係団体も交えて、ご意見をいただきながら設計をつくっていきないうふうを考えております。

委員長 望月委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

望月元美 委員 それはよかったです。やはり実際にこれだけのものを造るので、設計段階でももう一步実際に使われる方の利用者のご意見というのは聞くべきだと思っておりますので、それも進めていただきたいと思います。

あと1点は、やはりこれが実際解体工事に入るまでもまた何年かあります。その中で、実際に陸上競技場使うときの熱中症対策、これに関してはしっかりと進めていただきたいと思いますとおきます。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 すみません、資料の18ページになるんですが、ここの一番上、住環境への配慮、ここがやはりどうしても事前にも話ししましたが引っかかかっていて、この陸上競技場は第1種住居地域内に位置していることから云々かんぬんって書いてあるんですね。あの周辺って第1種だったのかなと思って一緒に調べてたら、道挟んで反対側以降は全部あの辺、商業地ですよ。地図でいうと赤いところ。なぜか、隅田公園の一角の一部だけが第1種住居地域になっているんですね。その第1種住居地域に指定されているところには住居実際ないんですよ、区の施設だけで。ですから、これもし用途指定がネックになって管理棟の高さとか、あるいは屋根とか照明の設置に規制がかかるんだったら、ここを第1種にしていく必要はないんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。大胆に用途地域を変更して、周辺と同じく。公園地になってんのかなと思ったら違うんですよ。その辺りいかがでしょうか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 こちら用途地域は、台東区都市計画審議会、また東京都都市計画審議会の審議を経て東京都が決定することと伺っております。また、東京都は都市計画法に基づきまして都市計画区域や用途地域を指定するというふうに伺っております。なお、用途地域の変更には、原則として地区計画を策定をしていくという必要があるというふうに伺っております。このたびの改築工事に当たりましては、先ほど望月委員がお話あったとおり老朽化が進んでいるということから、早く工事を行いたいという思いはございます。つきましては、今回の工事に当たりまして、用途地域の変更といったことは考えてございません。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 そこは私も長く都市計画審議会出ていますから、台東区の中でも用途地域の変更とかを幾らでもやってきた経緯はあります。直近では不忍池のあそこですね、上野区民館の跡ですね。ですので、行政がこれ変えようと思ったら、そんなに時間がかかるわけでもなく、手続がかかるわけでもないの、やろうと思えばできるということは一応伝えておきます。

その上でこの文言がどうしても気になってしまうので、第1種だから騒音気にしなければいけない、あるいは高さ気にしなければいけない。でも、周辺は商業地なんですよ。だから、第1種に囲まれているところにこれだけの建物を建てようと思ったらいろんな配慮が必要になってきますが、当該地だけが第1種で周りは商業地ですから、そこはその部分じゃないのかなと。もちろん、当然のマナーとして騒音ですとかいろんな配慮は必要だと思いますけれど、これ第

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1種が理由としてこの高さとか管理棟の高さや形状に規制がかかっているんだったら、それはもったいないなと思います。もちろん、あそこに十何階建ての管理棟を建てると言っているわけではないですが、例えば客席の高さをもう少し欲しいとか、それに合わせて管理棟をもう少し高くしてもいいんじゃないかとか、そういう議論の中でここは第1種だからそれ以上いけないんだよということで今の範囲でしか計画が立てられないのであれば、もう少し工夫の余地があるんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 所管としましては、現在の法令にのっとりまして、先ほどの繰り返しになりますが、老朽化した施設を早く整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 何か議論の根っこにある部分が、ここはもともとこういう規制がかかっているからこの範囲でしか物事を考えられないよねというところで今の計画が立てられているんだったら、そこは何かもう少し広げて、用途の地域の指定を変えることって行政サイドだったらできるわけですよ。それももしこれが用途指定がなくても今の高さで十分なんだよ、あるいは今の観客席の数で十分なんだよというのであれば別に問題ないんですけども、この文言を見ると、第1種になっているからこの高さしかできない、いろんな配慮が必要だという中で計画の幅が非常に狭まっているのであれば、とても残念だなというふうに思うわけなんです。

ですので、ここは一応指摘をさせていただきたいと思います。もちろん周辺への日照や騒音やいろんな配慮というのは当然必要です、これが土地の用途が何だろうが、これだけ狭いまちに競技場造るわけですから。ただ、もともとこの当該の区域だけが、周辺は商業地です、容積率も高いです。それにもかかわらず、ここだけが第1種という指定だからこそ何かいろいろな規制がかかっているんだとしたら、それは非常にもったいないなというふうに思いますので、検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 所管が違ってまいりますが、今いただきましたご意見につきましては、用途変更につきましては関係所管課のほうに伝えてまいります。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、中央図書館のリニューアルについて、図書館情報システムのリプレースについて及び「台東区立図書館に関する調査」について、中央図書館長、報告願います。

中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 それでは、中央図書館のリニューアルについてご説明いたします。

資料21をご覧ください。項番1、概要です。令和7年9月から中央図書館を休館し、令和8年12月のリニューアルオープンに向けて工事を進めています。引き続き、閲覧席や電子機器持

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

込み席の増設などにより図書館環境を整備し、魅力ある読書環境づくりを行ってまいります。

項番2、主な整備内容です。(1) アクティブラーニングルームの整備は、親しみやすい場所となるよう愛称名を公募し、利用対象となる児童・生徒等の投票を経て、学び場に決定いたしました。学び場では、図書資料やインターネットを活用して話し合いながら学習や課題解決に取り組むことができる場を提供します。また、居心地のよい環境づくりと利用者の自主学習や自主イベントを支援するためにファシリテーターを配置いたします。加えて、可動間仕切り、可動式の椅子、机を設置することで、講座、イベントの有無や規模に応じて独立した空間、統合した空間の使い分けを可能とします。

(2) 座席予約システムの整備は、インターネットから閲覧席等の予約や空き状況の確認を可能とし、利用者の利便性の向上を図ります。

(3) デジタルサイネージの設置は、図書館内に2か所デジタルサイネージを設置し、視覚的に図書館に関する情報を発信します。池波正太郎記念文庫の時代小説コーナーにもデジタルサイネージを設置し、時代小説の年表等の情報を発信します。

項番3、予算額(案)は1億8,390万2,000円です。

項番4、今後の予定は、9月に改修工事完了後、什器類や図書資料の搬入・設置をし、12月にリニューアルオープンを予定しています。

ご説明は以上です。

続きまして、図書館情報システムのリプレースについてご説明いたします。

資料22をご覧ください。項番1、概要です。現行の図書館情報システムは、令和4年1月から導入し、令和8年12月までリース契約終了となります。機器やサーバーの更新、システムのバージョンアップを図るとともに、多様化する利用者ニーズに対応するため、中央図書館休館中の期間を利用してシステムのリプレースを実施いたします。

項番2、リプレースの方向性・変更点です。(1)、インターネット上の蔵書検索システムであるWebOPACを閲覧支援ツール「やさしいブラウザ」に対応させ、読み上げ、文字拡大、色調調整など、視覚障害者等の操作性を向上させるとともに、スマホ等での視認性を向上させます。(2)、機器・サーバーの更新を行い、図書館情報システムの安定的な稼働を図ります。(3)、システムリプレース時にアップデートを行い、不具合の修正や新機能追加に対応し、今後は可能な限りアップデートを定期的に行ってまいります。

項番3、予算額(案)は7,272万3,000円です。

項番4、今後の予定は、4月からシステム構築を開始し、11月に機器・サーバー入替えのため、最短10日程度全館休館いたします。入れ替え後、システム稼働を予定しております。

ご説明は以上です。

続きまして、「台東区立図書館に関する調査」についてご説明いたします。

資料23をご覧ください。項番1、目的です。区立図書館は平成31年3月に策定した台東区立図書館取組方針に基づき運営を行っていますが、ICT化への対応や読書バリアフリーの推進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

など、多様化する利用者ニーズや時代の変化を踏まえた改定が必要となっています。

そこで、区民等の図書館に関する実態やニーズ等を把握するため、広く一般区民へ向けた調査を実施し、取組方針の改定や図書館サービスに関する事業を推進する際の基礎資料として活用します。

項番2、調査対象です。15歳以上の台東区在住の一般区民、就学前児童保護者、小学5年生、中学2年生と図書館来館者を対象に行います。なお、今回の調査では、一般区民と図書館来館者のほか、新たに子供を対象に加えます。

項番3、調査項目は、台東区立図書館の利用状況、図書館サービスの認知度、図書館サービス等に対する要望などを調査します。

項番4、予算額(案)は、調査が2か年にわたるため、令和8年度はゼロ円で、令和9年度は431万2,000円です。

項番5、今後の予定は、令和9年2月から調査を実施し、調査結果の分析の後、6月に報告書の完成を予定しております。

ご説明は以上です。

委員長 初めに、中央図書館のリニューアルについて、ご質問があったら、どうぞ。

青柳委員。

青柳雅之 委員 いいですか。いろんな整備内容が書いてありますけれども、私はちょっと残念だなと思うのは、今日もいろいろ話ありましたけれど、図書館って今いろんなものがデジタル化進んでいる中で、やはりリアルに触れられる機会であったりとかいう部分というのが非常に重要になってきているのかなと思います。

デジタルサイネージの設置って結構、一世代前はいろんなところに導入したんですよ。ただ、今では子供も大人もデジタルの画面見過ぎとか依存とかって言われている中で、やはりああいふ博物館とか落ち着いた空間に行ったときは、デジタル画面からは離れたいななんていうふうに思う。デジタルデトックスなんていう言葉もありますが。それを池波文庫にわざわざデジタルサイネージ設置してというのは、やはり必要なんですか、これ。要望でもあったのかな。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 こちらについては、平成25年から時代小説の年表を池波コーナーに設置しているんですけども、現在その更新ができていない状況です。今後、デジタルサイネージを使ってそこに年表をアップしたいなと考えているのと、あと、池波正太郎記念文庫の利用される年代層の方がかなり高齢の方も多くて、資料を見るに当たっても拡大できたりですとか、ちょっとそういった機能を取り入れることで皆さんにより見ていただけるかなと考えて、導入をしたいと考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 あそこに入ると、あの年表をデジタルサイネージって、あんなでっかいデジタルサイネージを入れるの。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 デジタルサイネージは、そうですね、サイズというよりも資料をそこに反映させるという形なので、でっかいのを年表がそこにそのまま入るという形ではなくて、データを読み込ませて大きくしたりとか資料を大きくして見たりとか小さくして見るタッチパネルが……。

委員長 ちなみに大きさは、何か導入する大きさは決まっていたりするんでしょうか。

中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 すみません、ちょっと確認して、後ほど。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。学習センターのところには1階にもデジタルサイネージ入っていて、あれもタッチできるんですけど、触っている人はほとんど見たことないよね。あとは、今聞いていて心配になったのは、ご高齢者が多い。私分かるんですよ、高齢者の人のほうがやはりタブレットとかのほうが文字簡単に大きくなるから、それいいよねと思うんですけども、じゃあ実際高齢者の人たちがデジタルサイネージを入れたほうが利便性高まるとみんな思っているのかなというところは疑問なんですけれど、そういうニーズがあったんですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 そうですね、ニーズというよりは、ちょっと私たちがより利便性を高めて見ていただくという考えからが大きいかと思います。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 そうですか。今サイズが来たのかな。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 65型、横型です。すみません。サイズ。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。テレビのサイズでいくと、売場行くと65というと結構大きいですね、横幅もありますね。それなりにあるんだな。じゃあ、それはいいかもしれないですけど、落ち着いた空間が、どこに配置するのか分からないですけども、池波文庫は本当に書齋が再現されていたりとか、落ち着いた博物館みたいな雰囲気もあるので、確かにデジタルサイネージを置けば利便性高まる部分もあるのかもしれないですけど、雰囲気変わるのが嫌だなというふうに思いますので、ぜひそこは工夫していただきたいなというふうに思います。結構な予算が確保されているみたいですので、そこもしっかりとやっていただきたいなと思います。

この項目については以上です。

委員長 ただいまの報告について……。

弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 1点お伺いいたします。こちらアクティブラーニングルームのところ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

対象、児童・生徒たちの投票によって学び場に決定したとありました。これ愛称名を公募で決めるというところで、すごくいいなと思いましたし、名前が学び場というところで、ちょっと個人的には古風というか、そういう名前かと、結構片仮名とかそういう感じかなと思っていたんですけど。

これもうちょっと詳しくお伺いしたいんですが、ほかにもどういう候補があったかとか、どういうふうに周知をして決定に至ったかなど、ちょっと詳しく教えてください。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 こちら愛称の募集について、具体的には令和7年7月から区立中学校へ募集案内を配信するとともに、図書館ホームページですとか館内の中高生コーナーでも周知を行って募集を募りました。区立中学校へタブレットによる投票依頼、あとはホームページからの応募、館内ポスターからの応募、こちらL o G oフォームを利用いたしました。その後、11件の候補名がございましたので、もう一度そちらを館内の投票と、あとはまたL o G oフォームで中学校で投票をしていただき、11件から6件に絞ったものを最終的1つ、学び場に決定いたしました。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 流れが分かりました。

これ特にこちらにも書いてあるように、今後利用対象となる児童・生徒等っておりますように、自分たちで考えたり投票してみたりするということがすごく大事だなと思いましたので、やはりそうすることによってすごく親近感が湧くというか、距離が一気に縮まるなと思いましたので、今後大いに活用していただきたいなと楽しみにしております。

ここにファシリテーターを配置するというふうにもなっておりますが、本当にすごく活用方法というか自由度が高いというか、ただ、でもこれから始めていくことなので、試行錯誤しながらではあると思いますし、様々な意見があると思います。また、せっかく配置するのに、うまく使えないとすごくもったいないので、その辺りはしっかりとお声を聞きながら、よりよい活用方法をさらに工夫をしていただきたいなと要望させていただきます。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、図書館情報システムのリプレースについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、「台東区立図書館に関する調査」について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 調査って重要だと思っていますので、やっていただきたいんですけども、図書館来館者1,500人というふうに、1,500件か、って書いてありますけれども、この図書館来

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

館者の1,500というこの数字の内訳的なところで教えていただきたいんですけど、今まで例えば大人向けの図書のコーナーと子供向けの図書のコーナーと、あと2階にAVコーナーと、その奥のブースもありましたけれども、そういうふうにおおむね3か所ぐらいに分かれているじゃないですか。その中でどこのブースにこのぐらいの数を取ろうかなという、そういう計画というのはあるんですか。それとも、全体的に図書館全体として大体1,500アンケート取ればいいなというものなのか、もしくは大人と子供とAVコーナーと500ずつで分けていく考えなんですよみたいな、そういう分け方って何かあるんですか。

委員長 中央図書館だけじゃないですよ。ということも含めて、中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 こちら図書館来館者1,500件を予定しております。こちらについては、台東区の図書館でいうところで中央図書館、それから分館・分室、まちかどで取りたいと思っております。

中央図書館については、利用するところ様々ございますので、満遍なく取れるような方法を考えていきたいと思っております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ということは、一般区民の2,000件無作為抽出ではありますけれども、その部分と図書館来館者1,500のところ重なってアンケートを出すということもあることだという認識でいいですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 そういったケースも出てくるかと思いますが、なるべく多くの方からご意見いただきたいので、ちょっと注意書きをつくらとか掲示をすとかして、なるべくダブるケースは減らしていけたらなと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今館長がおっしゃっていたところってすごく大事なところだと思ったので、ちょっとお伺いをしました。もちろん重複することがいけないというわけではないんですけども、より多くの人たちが図書館行政ってどう思っているんだろうという意見を集約するには必要なことだと思いますので、上手なアンケートの取り方して、より多くの人たちの意見を聞いていただきたいなと思いますので、先ほどの陳情ではないですけども、本当に図書館が充実して、区民の文化活動の中心になるような図書館になっていただきたいなというふうに応援していきたいと思っておりますので、アンケートの設問も含めて、いい内容をつくっていただきたいと思っております。以上です。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 ちょっと1件、要望させていただきます。こちらの調査は対象件数もすごく多くて、大規模なものだというふうに承知しております。中央図書館に関しましては、令和8年12月にリニューアルオープン予定ということで、こちらの調査は令和9年2月ということで、開館から僅か2か月後の実施になります。さらに、12月から2月という年末年始を挟

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

みますので、来館者数が通常時とは異なる可能性も考えられます。なので、十分な利用実態や評価が反映されるかが懸念点と考えられます。

調査そのものは大変重要であると認識しておりますが、こちらは本当に今後の図書館運営に資するものと認識しておりますので、新しくなった図書館の機能やサービスについて、区民の皆様が十分に認識していない段階での調査とならないようにしていただきたいなと思います。

そこでちょっと具体的にこういうところをしていただきたいなというところをちょっと上げさせていただきますと、リニューアルに伴う変更点や新機能を分かりやすく整理して提示することであったり、施設の改善点については写真やイラスト等を活用して視覚的に理解しやすいよう資料で示したりしていくことも必要かなと思います。より新しくなった図書館を皆様に把握していただいた上で回答できる環境を整えていただきたいと思いますので、ご要望いたします。お願いします。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、池波正太郎記念文庫所蔵資料のデジタル化について及び池波正太郎記念文庫・池波正太郎真田太平記館姉妹館提携20周年記念事業について、中央図書館長、報告願います。

中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 それでは、池波正太郎記念文庫所蔵資料のデジタル化についてご説明いたします。

項番1、目的です。池波正太郎記念文庫では、多数の自筆原稿や自筆絵画を所蔵しています。特に万年筆で執筆された自筆原稿は、インクの退色や剥落などの経年劣化が避けられない状況が予想されます。池波正太郎の業績や作品の世界を広く伝え、貴重な資料を適切に保存していくため、資料のデジタル化を行います。

項番2、実施内容及びデジタル化等の点数です。(1)内容は、専門性を有する事業者に委託し、デジタル画像を作成するとともに、展示・保存用に高精細な複製を作製いたします。

(2)デジタル化等の点数は、自筆原稿約1万7,000枚と自筆絵画約600枚をデジタル化し、複製を65枚作製します。

項番3、予算額(案)は、歳出1,224万9,000円で、社会教育振興基金を取り崩し、1,000万円を活用します。

項番4、今後の予定は記載のとおりです。

ご説明は以上です。

続きまして、池波正太郎記念文庫・池波正太郎真田太平記館姉妹館提携20周年記念事業についてご説明いたします。

項番1、目的です。令和8年10月24日に池波正太郎記念文庫と上田市の池波正太郎真田太平記館が姉妹館提携20年を迎えることから、20周年を記念し、池波正太郎の功績や作品の世界を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

広く伝え、相互にPRを行うため、記念事業を実施いたします。

項番2、事業内容です。(1)記念式典は、令和8年12月19日土曜日に生涯学習センターミレニアムホールにおいて、関係者のご挨拶、特別講演会などを実施します。

そのほか、(2)企画展「池波正太郎と真田太平記」、また(3)、専門家等による池波正太郎と真田太平記に関する講座を実施する予定です。

項番3、周知方法は、広報たいとう、チラシや区有施設にのぼり旗を設置し、周知を行います。

項番4、予算額(案)は202万3,000円です。

項番5、今後の予定は記載のとおりです。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、池波正太郎記念文庫所蔵資料のデジタル化について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

青柳雅之 委員 すみません、今日午前中の最初の条例のときにちょっと勘違いしていたんですが、これの歳入がいわゆる先ほどの取崩しのということですよ。ということで理解していますので、よろしくお願いいたします。

その上で、今回レプリカ65枚ということで、これは万年筆の原稿を65枚だけピックアップして複製を作製するということですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 今回レプリカを作製するについて、現在、今まで展示していたものについて、絵画と原稿全て一新しようと考えておりますので、絵画ですとか原稿ですとか複製を作製したいと考えております。池波文庫の中に展示してあるものを替えるために複製を作製したいと考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 この目的のところを見ると、万年筆で執筆された自筆の原稿が経年劣化が避けられないということなので、そこなのかと思ったら、絵画とかもレプリカを展示、実物じゃなくてレプリカなんですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 現在は休館しておりますが、レプリカを展示してまいりました。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今もレプリカを展示していて、今展示しているレプリカが劣化してきたから、また同じものをレプリカを作るということ。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 違う、一新するために、ちょっと展示を替えたりするために新たにレプリカを作製いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今展示されているものの中のレプリカはそのままで、それ以外のものを作るといことですね。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 そのとおりです。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。何でこれこだわっているかという、ちょっと何回か前の委員会だか予算のときに教育委員会の議事録を読んでいたら、他の展示会に貸し出すときに実物じゃなくてレプリカでいいのかみたいな話が教育委員さんから発言があったのを見て、せっかく貸し出すのだったら実物とかのほうがいいんじゃないのかなとって思った中でこのプランが出てきたので、今後はこの次のところにも、真田太平記館とかにも結びつけられるんですけども、この自筆の原稿とか絵画の取扱いというのは今後はどうしていくんですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 デジタル化したものということでよろしいでしょうか。

青柳雅之 委員 デジタル化しないもの。

穴澤清美 中央図書館長 しないものについては、池波記念文庫のほうで保存をしてみたいです。

委員長 青柳議員。

青柳雅之 委員 何だろう、絵画とかだったら油絵とかだったら大体実物が展示されていることが多いんですけども、そうでないものというのは確かに劣化がしやすいということですが、せっかくあの場所があって、実物も何点が展示しているよね。全部レプリカでしたか、あれ。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 一部、台本ですとか写真ですとかは現物もございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 例えば、一葉記念館もほとんどレプリカなんですよ。せっかく博物館まで来て、あるいは実物が見れると思って来たのに、ちっちゃくレプリカって書いてあると、あそこの書齋の万年筆とかああいうのも、本物かと思ったら、あれもほぼレプリカなんだよね、たしかね。だから、その辺りも、何だろう、劣化があるから仕方なく実物見れないというものもあれば、やはりそのものに価値があるものもあるので、例えば自筆の原稿が1万7,000枚もあり、そしてデジタル化で保存をするということもあれば、多少なりとも実物に触れる機会があったりとかするとやはり来館者の人はうれしいのかなと思いますので、その辺の研究もぜひ進めていただきたいということを併せて20周年のほうも含めて了承したいと思います。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 照明ですとか気温ですとか湿度をすごく調整してもなかなか劣化

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が避けられないというところはあるんですけども、例えばすごく期間が限定されている企画展示ですとか資料の状態によっては、ちょっと実物についても考えていきたいと思います。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 いい考えですね。お寺とかもご開帳とかといって年に何回かだけ開帳するとか、あと上野の美術館の中でも、横山大観じゃなくて東山さんだったっけな、ありますよね。年に数週間だけオープンをする、そんな美術展示もありますので、やはり奥にしまったまま一切日の目を浴びないというのではなくて、期間限定でも、あるいはかつては国立博物館は雨が降ると開館しないとかって、法隆寺宝物館というところもあったんですが、そういうことも含めて研究していただきたいと思います。要望しておきます。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、池波正太郎記念文庫・池波正太郎真田太平記館姉妹館提携20周年記念事業について、ご質問がありましたら、どうぞ。

石川委員。

石川義弘 委員 すみません、こちらでやることはこれで分かるんですが、上田のほうの太平記の姉妹館、こちらのほうも記念事業をやると思うんですが、いつ頃何やるかというのは決まってるんですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 すみません、ちょっと期間については現在細かく把握はできていないんですけども、池波正太郎真田太平記館のほうでは企画展ですとか講演会、講座、文学散歩、あとは池波正太郎記念文庫のグッズも売っていただくというところを今把握しております。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 一番ちょっと気になるのは、式典とかはやるんですか。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 上田のほうで現在式典をやるという話は伺っておりません。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 そうすると、みんなこちらへ来て、こちらで式典やるということですか、これ見ると。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 はい、今こちらから上田の関係者をお招きする予定を立てております。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 じゃあ、記念の主催の式典は全部台東区内で一回でやって、向こうでは全然そういう式典はやらないの。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 中央図書館長。

穴澤清美 中央図書館長 現在、やる報告は受けていないところです。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午後 3時04分閉会